

◆ 教育職員免許状の取得について

本学における教職課程についての情報は、本便覧及び教育学部学生支援チーム Web サイト（以下 Web サイト）に集約されている。教職課程を履修する学生は便覧を熟読し、Web サイトの更新情報に留意すること。

教育学部学生支援チーム Web サイト（全学生用教職関係）：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>



【本項目掲載目次】

1. 免許状の種類及び資格について
 2. 中学校・高等学校教諭一種免許状を取得する場合の単位修得について
 - (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
 - (2) 新課程における単位修得
 - (3) 旧課程で修得した科目の新課程における認定
 - (4) 旧課程における単位修得
 3. 中学校・高等学校教諭専修免許状を取得する場合の単位修得について
 4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について
 - ＜教育実習＞
 - ＜介護等体験＞
 - ＜教職実践演習＞
 - ＜学校体験活動＞
 5. 免許状授与・申請手続等について
 - (1) 授与・申請手続きについて
 - (2) 証明書について
 6. 一種免許状取得までの一般的な流れ
 7. 教育職員免許状関係Q&A
 8. 2025（令和7）年度「教科に関する科目」として認定される科目について
-

教育職員（大学及び高等専門学校を除く。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）により授与される相当教科の免許状を有する者でなければならない。

教育職員の資格を得ようとする者は、在学中にその希望する免許状の種類に応じて免許法の定める基礎資格及び科目の単位を修得するよう履修計画をたてなければならない。

なお、近年は、教員採用において中学、高校両方の免許状取得を求められることが増えてきているので、出来る限り中学高校両方の免許状を取得しておくことが望ましい。

以下に教育職員免許状取得について記載するが、これらの情報は、教職課程認定の事情等により年度によって異なる場合がある。そのため、教育職員免許状取得については常に最新の便覧を参照すること。

一方で、教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧を参照すること。

2019（平成31）年4月1日施行の教育職員免許法及び同施行規則は2019（平成31）年度以降に学部又は大学院に新たに入学した者に適用される（以下、新課程）。自分が新課程、旧課程どちらに該当するかについてよく確認し、履修を進めること。

参考:新課程適用チェック表

<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/wp/wp-content/uploads/2024/01/checksheet.pdf>

1. 免許状の種類及び資格について

免許状には、教諭となるために必要な普通免許状及び特別免許状と助教諭となるために必要な臨時免許状がある。これらの免許状は、更に学校の種類ごとに区分されている。

普通免許状は、専修免許状、一種免許状及び二種免許状に区分され、中学校、高等学校の免許状については、教科ごとに授与される。専修免許状は、一種免許状より高次の免許状であり、一種免許状を内包するものである。

本学において取得できる免許状の種類及び所要資格は、次の表のとおりである。また、教育職員免許状授与の所要資格を得るための教職課程の認定は、学部学科等及び研究科専攻等ごとに受けているので、各学部で取得することができる免許状の種類及び免許教科については、「◆東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」の頁の別表を参照すること。

なお、特別免許状と臨時免許状、二種免許状の詳細については、この冊子から除くこととする。

表1 本学において取得できる免許状の種類、所要資格及び最低修得単位数について

所要資格 免許状の種類		新課程・旧課程共通				新課程		旧課程				
		基礎資格		66条の6に定める科目 (大学(学部)において修得)		大学(学部)において修得する科目	大学院において修得する修士課程開設科目	大学(学部)において修得する科目			大学院において修得する修士課程開設科目	
						教科(養護)及び教職に関する科目	教科(養護)及び教職に関する科目	教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作(2単位)	外国語コミュニケーション(2単位)	体育(2単位)	日本国憲法(2単位)	59	24	31	20	8	24
	一種免許状	学士の学位を有すること。					59		31	20	8	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。					59	24	23	20	16	24
	一種免許状	学士の学位を有すること。					59		23	20	16	
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。					※56	24	※21	※28	※7	24
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。					※59	24	※41	※8	※10	24

※印の全ての単位は、本学では取得できない。本学においては、小学校教諭及び養護教諭にかかる一種免許状の課程認定は受けていない。

2. 中学校・高等学校教諭一種免許状を取得する場合の単位修得について

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許状を取得しようとする者は、「教科及び教職に関する科目」以外に「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」として、下記の4科目を必ず修得しなければならない。本学の場合、これらの科目として教養学部前期課程の開講科目が多く含まれている。そのため、可能な限り教養学部前期課程在籍時にこれらの科目を修得することが望ましい(進学後は前期課程の科目を履修することはできない)。なお、2012(平成24)年度以前入学者は対象となる科目が異なるため、注意すること。後期課程学生もしくは大学院生でこれらの科目を修得していない場合は、所属学部・研究科等の教務担当係へ相談すること。

(イ)「日本国憲法(2単位)」

前期課程の総合科目「日本国憲法(2単位)」を修得すれば充足される。

なお、前期課程で修得しなかった場合は、進学後、法学部の専門科目「憲法(6単位:駒場キャンパスで開講)」を履修することになるが、法学部以外の学部に進学した場合は、すべて他学部聴講となり、専門科目の履修計画に支障をきたす場合があるので、できるだけ進学前に前期課程の「日本国憲法(2単位)」を修得する方がよい。

(ロ)「体育(2単位)」

前期課程の基礎科目「身体運動・健康科学実習(2単位)」(必修科目)を修得すれば充足される。

(ハ)「外国語コミュニケーション(2単位)」

前期課程の基礎科目「既修外国語(5単位)」(必修科目)を修得すれば充足される。

(ニ)「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作(2単位)」

前期課程の基礎科目「情報(2単位)」(必修科目)を修得すれば充足される(「情報機器の操作」に該当する)。

また、本学では、教員の市民的教養の基礎であるという意味から、中学校の免許状を取得しようとする場合には、哲学・倫理学又は宗教学の分野の科目のうちいずれか1科目を含めて修得することを要望している。哲学・倫理学の分野の科目については、前期課程の基礎科目として「哲学Ⅰ」、「哲学Ⅱ」、「倫理Ⅰ」、「倫理Ⅱ」、総合科目として「現代哲学」、「科学哲学」、「現代思想」、「記号論理学Ⅰ」、「記号論理学Ⅱ」、「精神分析学」、「西洋思想史」、「現代倫理」の科目が開講されている。宗教学の分野の科目については、文学部の専門科目で、これに相当するものとして認定している科目「宗教学概論」を修得する方法がある。

ただし、中学校教諭社会科、高等学校教諭公民科の免許状を取得しようとする場合の「教科に関する専門的事項」の「哲学、倫理学、宗教学」の区分の単位修得に当たっては、これらの履修によらず、後述の「(2)③教科に関する専門的事項」に示すところによらなければならない。

(2) 新課程適用者：2019（平成 31）年度以降に学部又は大学院に新たに入学した者の単位修得

教育職員免許法施行規則第 4 条及び第 5 条には、それぞれ中学校教諭一種及び高等学校教諭一種に修得すべき「教科及び教職に関する科目」と最低修得単位数が、次のように掲げられている。

なお、次の表 2 に掲げる科目のうち、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」は各教科共通であり、2 つ以上の教科の免許状を取得しようとする場合でも、これらは 1 回修得すればよい。

教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧を参照すること。

表 2 「教科及び教職に関する科目」の単位の修得方法

	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	免許状の種類	
			中一種	高一種
最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目 〔注意〕(1)参照	教科に関する専門的事項	28 〔注意〕(2)参照	24 〔注意〕(2)参照
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 〔注意〕(2)参照		
	教育の基礎的理解に関する科目 〔注意〕(3)参照	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 〔注意〕(3)参照	10 〔注意〕(3)参照
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 〔注意〕(3)参照	道徳の理論及び指導法 〔注意〕(4)参照	10 〔注意〕(3)参照	8 〔注意〕(3)参照
		総合的な学習（探究）の時間の指導法		
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 〔注意〕(7)参照		
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	教育実践に関する科目	教育実習 〔注意〕(5)参照	5	3
学校体験活動 〔注意〕(8)参照				
教職実践演習		2	2	
大学が独自に設定する科目 〔注意〕(1)(4)(5)(6)(8)参照		4	12	
最低所要単位数の合計			59	59

【注意】

- (1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した科目の単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。ただし、算入できるのは、取得しようとする免許教科の科目として認定されている単位に限る。
- (2) 「各教科の指導法」は取得する免許教科に対応した指導法の科目を、中学一種免許では8単位以上、高校一種免許では4単位以上を修得することが必要となる。また、取得する免許教科と異なる教科の指導法の科目は当該免許の必要単位に算入することができないので注意すること。また、本学においては、「各教科の指導法」のうち「各教科教育法（基礎）」「各教科教育法（実践）」が開講されている教科については、中学一種免許では「基礎」2単位と「実践」6単位（中学校社会科についてはこれによらず、地理歴史分野の「基礎」2単位と「実践」2単位、公民分野の「基礎」2単位と「実践」2単位の合計8単位）、高校一種免許では「基礎」2単位と「実践」2単位の修得が必要となる。（下記表4－2参照）これらを超えて履修した単位も「教科及び教科の指導法に関する科目」として算入される。
また、令和3年度までの事項「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更され、令和4年度からの入学者（大学院生が一種免許を取得するための学部科目の科目等履修も含む）に適用される。それ以外の者は従前の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」として履修することになるが、修得した場合は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」を修得したものとみなされる。
- (3) 「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に関しては、「左項の各科目に含めることが必要な事項」ごとに対応した開講科目を履修し、全ての事項を充足するように単位を修得すること。本学においては、法令に定める単位を超えて履修することになるので注意すること。（「教育の基礎的理解に関する科目」は、法令上の最低修得単位数は10単位であるが、本学においては11単位の修得が必要である。「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、法令上の最低修得単位数は中学校一種免許では10単位、高校一種免許では8単位であるが、本学においては中学校一種免許では12単位、高校一種免許では10単位の修得（令和4年度改正にかかる経過措置適用者（※下記(7)参照）は中学校一種免許では11単位、高校一種免許では9単位の修得）が必要となる。）
- (4) 「道徳の理論及び指導法」は、中学校教諭の免許状の授与を受ける場合に必須である。高等学校教諭の免許状の授与を受ける場合にあっては、「大学が独自に設定する科目」として算入できる。
- (5) 教育実習において5単位を修得し、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、余剰の2単位については「大学が独自に設定する科目」に算入できる。
- (6) 最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。
- (7) 令和3年度までの事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、令和4年度より「教育の方法及び技術」に変更され、新たに事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が加わった。「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は令和4年度以降入学の学部生及び令和4年度以降に新たに科目等履修生となった者（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）に適用される。令和3年度以前の入学者は、以下①②に該当する場合、経過措置により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得すれば、改正後の「教育の方法及び技術」および「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の両方の科目を修得したとみなすことができるので、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を新たに修得する必要はなく、また、修得をしても免許状取得の必要単位には算入されない。
① 令和4年3月31日時点で在学している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得する者。ここで言う「在学している者」には、科目等履修生（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）として在籍する場合も含まれる。この場合、大学院の修了の時期に関わらず、令和3年度を起点として教職課程を修了するまで年度毎の継続した教職課程科目の履修が必要。
② 令和4年3月31日時点で、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得した者。
- (8) 学校体験活動は、中学校教諭一種免許状を取得する場合は5単位のうち2単位まで、高等学校教諭一種免許状を取得する場合は3単位のうち1単位まで教育実習の単位に含めることができる。また、余剰の単位については「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。

①「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」

本学における開設科目は次の表3を参照すること。これらの科目は、一部科目を除き、教養学部前期課程1年次より履修することができる（教養学部前期課程在籍時に履修する場合、持出し専門科目として開講される後期課程各学部の専門科目を履修することになる）。

各科目の開講内容（開講時期、曜日、時限等）は、変更になる場合がある。履修登録の期間は所属部局の日程によるので、所属学部窓口で確認すること。

表3「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」

施行規則に定める科目区分等			単位数 必修 選択	単位数	本学における履修方法等	担当教員	開講時期	曜日 時限	開設 学部	開講 場所	前期 課程 学生 履修	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数										
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	教育原理Ⅰ		2	いずれか1科目選択必修	下 地 秀 樹	S1S2	木 5	教育	駒場	可
			教育原理Ⅱ		2		山 名 淳	8-9 月	集中	教育	本郷	可
			基礎教育学概論		2		大塚 類 山名 淳 小国 喜弘 隠岐 さや 片山 勝茂 平石 晃樹	A1A2	金 4	教育	本郷	原則2年次から可
			教育哲学概説（教育思想論）		2		今年度不開講（「基礎教育学概論」と隔年開講）			教育	本郷	不可
			教職論		2	いずれか1科目選択必修	浅 井 幸 子	S2	火 3-4	教育	本郷	不可
			教師論Ⅰ		2		鈴 木 悠 太	A1A2	月 4	教育	駒場	可
			教師論Ⅱ		2		高 井 良 健 一	8-9 月	集中	教育	駒場	可
			教育と社会		2	いずれか1科目選択必修	中 村 知 世	S1S2	水 4	教育	駒場	可
			教育社会学概論		2		中 村 高 康	S1S2	金 3	教育	本郷	不可
			教育心理Ⅰ		2	いずれか1科目選択必修	清 河 幸 子	S1S2	金 5	教育	駒場	可
			教育心理Ⅱ		2		伊 藤 貴 昭	S1	金 1-2	教育	本郷	可
			特別支援教育総論Ⅰ		1	いずれか1科目選択必修	堤 英 俊	8-9 月	集中	教育	本郷	可
			特別支援教育総論Ⅱ		1		小国 喜弘 星加良子 飯野里美 池野絵 大内紀 大塚 繁	A1	金 5	教育	駒場	可
			教育課程Ⅰ		2		岩 田 一 正	S1S2	水 5	教育	駒場	可
教育課程Ⅱ		2	いずれか1科目選択必修	富 士 原 紀 絵	S1S2	月 5	教育	本郷	可			
教育課程論		2		上 野 正 道	A2	集中	教育	本郷	不可			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10高8	道徳教育の理論と実践		2	中免のみいずれか1科目選択必修	西 野 真 由 美	S1S2	月 5	教育	駒場	可
			道徳と教育		2		平 石 晃 樹	S1S2	火 4	教育	本郷	不可
			道徳教育法		2		藤 井 佳 世	8-9 月	集中	教育	本郷	可
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法		1	いずれか1科目選択必修	浅 川 俊 彦	S1	水 5	教育	本郷	可
			総合的な学習の時間の指導法		1		浅 川 俊 彦	S2	水 5	教育	本郷	可
			総合的な学習の時間の指導法		1		浅 川 俊 彦	A1	水 5	教育	本郷	可

	特別活動の指導法		特別活動論		2	いずれか 1科目選 択必修	草 薨 佳 奈 子	A1A2	火 5	教育	駒場	可
			特別活動の指導法		2		林 尚 示	8-9 月	集中	教育	本郷	可
			特別活動の指導法		2		林 尚 示	A1A2	火 4	教育	本郷	可
	教育の方法及び技 術		教育の方法Ⅰ		2	いずれか 1科目選 択必修	渡 辺 貴 裕	A1	月 5-6	教育	駒場	可
			教育の方法Ⅱ		2		黒 田 友 紀	2-3 月	集中	教育	本郷	可
			教育方法論		2		藤 江 康 彦	A1	火 3-4	教育	本郷	不可
	情報通信技術を活用した教育の理論 及び方法 上記表2〔注意〕(7)参照		ICT を活用した効果 的な授業づくり	1			栗 田 佳 代 子	2-3 月	集中	教育	駒場	可
	生徒指導の理論及 び方法		進路指導・生徒指導 ※		2	いずれか 1科目選 択必修	鈴 木 雅 博	A1A2	月 5	教育	駒場	可
			生徒指導・進路指導 ※		2		山 本 宏 樹	A1	金 2-3	教育	本郷	可
	教育相談（カウ セリングに関する 基礎的な知識を含 む。）の理論及び 方法		教育相談Ⅰ		2	いずれか 1科目選 択必修	新 井 素 子	S1S2	火 2	教育	駒場	可
教育相談Ⅱ				2	北 原 祐 理		A1A2	木 3	教育	本郷	可	
進路指導及びキャ リア教育の理論及 び方法		※本項目は「進路指導・生徒指導」または「生徒指導・進路指導」を履修することによっ て充足する。										

教育実践 に関する 科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習Ⅰ		3	事前事後 指導含 む。中免 は実習Ⅱ を必修。 高免はい ずれか1 科目選択 必修。	小 国 喜 弘 藤 江 康 彦	集中		教育		不可
			教育実習Ⅱ		5		小 国 喜 弘 藤 江 康 彦			教育		不可
	学校体験活動		学校体験活動Ⅰ		1		浅 川 俊 彦 藤 江 康 彦	集中		教育		不可
			学校体験活動Ⅱ		1		浅 川 俊 彦 藤 江 康 彦			教育		不可
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・ 高）		2		小 国 喜 弘 藤 江 康 彦	A2	金 5 金 6	教育	本郷	不可

②「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」

次の表4は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、各教科別にその免許状を取得するために必要な「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に対応する本学の開設科目である。

取得する免許教科に対応した指導法の科目を履修すること。取得する免許教科と異なる教科の指導法の科目は必要単位に算入することができないので注意すること。

表4－1 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」

免許状 教科	開講科目名	担当教員	単位	開講 時期	曜日 時限	開設 学部	開講 場所	前期課程 学生履修
国 語	国語科教育法（基礎）	中 村 と も え	2	S1S2	金 2	教育	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法（実践）A	頓 所 本 一	2	8-9 月	集中	教育	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法（実践）B	工 藤 裕 子	2	8-9 月	集中	教育	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法（実践）C	齋 藤 知 也	2	S1S2	木 4	教養	駒場	不可
	国語科教育法（実践）C	齋 藤 知 也	2	A1A2	未定	教養	駒場	原則2年次 から可

新課程

社 会／ 地理歴史	社会科・地理歴史科教育法（基礎）	田 中 暁 龍	2	S1S2	金 2	教育	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）A	田 中 暁 龍	2	A1A2	金 2	教育	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）A	武 田 竜 一	2	A1A2	火 4	教育	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B	戸 田 善 治	2	S1S2	月 5	教養	駒場	不可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B	戸 田 善 治	2	A1A2	月 5	教養	駒場	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B	秋 本 弘 章	2	S1S2	木 4	教養	駒場	不可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B	秋 本 弘 章	2	A1A2	木 4	教養	駒場	原則2年次 から可
社 会／ 公 民	社会科・公民科教育法（基礎）	吉 田 俊 弘	2	S1S2	集中	教養	駒場	不可
	社会科・公民科教育法（実践）	村 野 光 則	2	S1S2	水 5	教育	本郷	原則2年次 から可
	社会科・公民科教育法（実践）	村 野 光 則	2	A1A2	水 5	教育	本郷	原則2年次 から可
数 学	数学科教育法（基礎）	家 本 繁	2	8-9 月	集中	教育	本郷	原則2年次 から可
	数学科教育法（実践）A	中 筋 麻 貴	2	S1S2	火 2	教育	本郷	原則2年次 から可
	数学科教育法（実践）B	西 脇 佳 子 今 野 雅 典	2	8-9 月	集中	教育	附属	原則2年次 から可
	数学科教育法（実践）C	傍 士 輝 彦	2	S1S2	集中	教養	駒場	不可
	数学科教育法（実践）C	傍 士 輝 彦	2	A1A2	集中	教養	駒場	原則2年次 から可
理 科	理科教育法（基礎）	左 卷 健 男	2	A1A2	集中	教養	駒場	原則2年次 から可
	理科教育法（実践）A	對 比 地 覚	2	8-9 月	集中	教育	本郷	原則2年次 から可
	理科教育法（実践）B	興 治 文 子	2	A1A2	集中	教養	駒場	原則2年次 から可
	理科教育法（実践）C	田 邊 康 夫	2	S1S2	火 4	教育	本郷	原則2年次 から可
保健体育	身体教育方法論	上 岡 洋 晴	2	S1	火 1-2	教育	本郷	不可
	保健体育科教育法（実践）A	青 木 秀 憲 上 岡 洋 晴	2	S2	火 1-2	教育	本郷	原則2年次 から可
	保健体育科教育法（実践）B	青 木 秀 憲	2	A2	火 1-2	教育	本郷	原則2年次 から可
	保健体育科教育法（実践）C	※今年度開講無し						
情 報	情報科教育法Ⅰ	辰 己 丈 夫	2	S1S2	月 5	理	本郷	可
	情報科教育法Ⅱ	辰 己 丈 夫	2	A1A2	月 5	理	本郷	可
農 業	農業教育Ⅰ	磯 部 祥 子 樋 口 洋 平	2	A1A2	火 2	農	本郷	不可
	農業教育Ⅱ	青 木 直 大	2	S1S2	火 4	農	本郷	不可
工 業	工業教育	工学部担当係に 問合わせること	4	工学部担当係に 問合わせること		工	本郷	原則2年次 から可

英 語	英語科教育法（基礎）	奥 聡 一 郎	2	A1	未定	教養	駒場	原則2年次から可
	英語科教育法（実践）A	奥 聡 一 郎	2	S2	火3 火4	教養	駒場	不可
	英語科教育法（実践）A	奥 聡 一 郎	2	S1	火3 火4	教育	本郷	原則2年次から可
	英語科教育法（実践）B	高 橋 和 子	2	S1S2	金3	教育	本郷	原則2年次から可
	英語科教育法（実践）C	根 子 雄 一 朗	2	8-9月	集中	教育	本郷	原則2年次から可

※「各教科の指導法」は、それぞれの教科においてのみ教職科目として単位が認められるので、注意すること。

例えば、英語の免許状取得を希望する者は、英語以外の教科の「各教科の指導法」科目の単位を修得しても、英語の免許状取得には、当該科目の単位を利用することはできない。

※実践科目を履修する前に、基礎科目の単位を修得しておくことが望ましい。

※科目名にA・B・Cが付されて開講する実践科目は、原則として同一名称の科目を重複して履修することはできないが、例外的に履修可能な場合がある。また、便宜上、ナンバリングを付して開講することがある。

表4-2 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位の修得方法

免許状 教科	中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状	
	本学認定授業科目	最低修得 単位数	本学認定授業科目	最低修得 単位数
国 語	国語科教育法（基礎）	2	国語科教育法（基礎）	2
	国語科教育法（実践）A	6	国語科教育法（実践）A	2
	国語科教育法（実践）B		国語科教育法（実践）B	
	国語科教育法（実践）C		国語科教育法（実践）C	
社 会	社会科・地理歴史科教育法（基礎）	2		
	社会科・公民科教育法（基礎）	2		
	社会科・地理歴史科教育法（実践）A	2		
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B			
	社会科・公民科教育法（実践）	2		
地理歴史			社会科・地理歴史科教育法（基礎）	2
			社会科・地理歴史科教育法（実践）A	2
			社会科・地理歴史科教育法（実践）B	
公 民			社会科・公民科教育法（基礎）	2
			社会科・公民科教育法（実践）	2
数 学	数学科教育法（基礎）	2	数学科教育法（基礎）	2
	数学科教育法（実践）A	6	数学科教育法（実践）A	2
	数学科教育法（実践）B		数学科教育法（実践）B	
	数学科教育法（実践）C		数学科教育法（実践）C	
理 科	理科教育法（基礎）	2	理科教育法（基礎）	2
	理科教育法（実践）A	6	理科教育法（実践）A	2
	理科教育法（実践）B		理科教育法（実践）B	
	理科教育法（実践）C		理科教育法（実践）C	

保健体育	身体教育方法論	2	身体教育方法論	2
	保健体育科教育法（実践）A	6	保健体育科教育法（実践）A	2
	保健体育科教育法（実践）B		保健体育科教育法（実践）B	
	保健体育科教育法（実践）C		保健体育科教育法（実践）C	
情 報			情報科教育法Ⅰ	2
			情報科教育法Ⅱ	2
農 業			農業教育Ⅰ	2
			農業教育Ⅱ	2
工 業			工業教育	4
英 語	英語科教育法（基礎）	2	英語科教育法（基礎）	2
	英語科教育法（実践）A	6	英語科教育法（実践）A	2
	英語科教育法（実践）B		英語科教育法（実践）B	
	英語科教育法（実践）C		英語科教育法（実践）C	

③「教科に関する専門的事項」

次の表5は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、各教科別にその免許状を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」と、その最低修得単位数を示すものである。「教科に関する専門的事項」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の各免許種における必要単位と併せて、中学一種免許では28単位、高校一種免許では24単位を修得することが必要となる（表2参照）。「教科に関する専門的事項」は、各教科とも、その開設されている学部において、免許法の定めるところによる、「教科に関する専門的事項」として認定されている科目でなければならない。なお、本表は、本学において取得できない免許教科を除いたものである。

「教科に関する専門的事項」は、各科目に含めることが必要な事項毎に、一般的包括的な内容（当該教科に関する科目の学問領域をおおまかに網羅しており、特定の領域の偏りが無いもの）を含む科目を修得する必要がある。一般的包括的な内容は、複数の科目を修得することで満たされる場合もある。どの科目がそれに該当する科目であるかをよく確認して履修をすすめること。

各科目の開講時期、曜日、時限等は、所属学部・研究科等の教務担当係又は開設学部で確認すること。教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧等を参照すること。

表5 「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法

教科名	中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状	
	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1
	国文学(国文学史を含む。)	1	国文学(国文学史を含む。)	1
	漢文学	1	漢文学	1
	書道(書写を中心とする。)※備考2参照	1		
社会	日本史・外国史	1		
	地理学(地誌を含む。)	1		
	「法律学、政治学」	1		
	「社会学、経済学」	1		
	「哲学、倫理学、宗教学」	1		

地理歴史			日本史	1
			外国史	1
			人文地理学・自然地理学	1
			地誌	1
公民			「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1
			「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1
			「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1
数学	代数学	1	代数学	1
	幾何学	1	幾何学	1
	解析学	1	解析学	1
	「確率論、統計学」	1	「確率論、統計学」	1
	コンピュータ	1	コンピュータ	1
理科	物理学	1	物理学	1
	化学	1	化学	1
	生物学	1	生物学	1
	地学	1	地学	1
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	1
保健体育	体育実技	1	体育実技	1
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1
	生理学(運動生理学を含む。)	1	生理学(運動生理学を含む。)	1
	衛生学・公衆衛生学	1	衛生学・公衆衛生学	1
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1
英語	英語学	1	英語学	1
	英語文学	1	英語文学	1
	英語コミュニケーション	1	英語コミュニケーション	1
	異文化理解	1	異文化理解	1
情報			情報社会(職業に関する内容を含む)・情報倫理	1
			コンピュータ・情報処理	1
			情報システム	1
			情報通信ネットワーク	1
			マルチメディア表現・マルチメディア技術	1
農業			農業の関係科目	1
			職業指導	1
工業			工業の関係科目	1
			職業指導	1

〔備考〕

- イ 「 」内のものは、科目群であって、そのうち1科目以上修得するものとする。
- ロ (……を含む。)とあるものは、必ず含まなければならない。
- ハ 「・」とあるものは、そこに記された科目全部を修得しなければならない。
- ニ 国語において、書道（書写を中心とする。）の単位は、高等学校教諭一種免許状を取得する際には必要な単位として算入できないので、注意すること。
- ホ 理科及び情報において、教育職員免許法施行規則の一部改正により令和6年度から「教科に関する専門的事項」の科目の区分及び名称が上表のとおり変更されているが、本学における開講科目及び単位の修得方法は令和5年度以前から変更はない。なお、情報において、令和5年度以前に修得した「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」の単位の取り扱いについては、該当する授業科目の開講学部にお問い合わせのこと。

④「大学が独自に設定する科目」

「大学が独自に設定する科目」については、最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位が算入される。

一方で、「大学が独自に設定する科目」としてのみ単位を充てることができる科目として、表6の「社会教育論Ⅰ」が開講されている。

表6「大学が独自に設定する科目」

科 目 名	担当教員	単位	開講時期	曜日 時限	開設学部	開講 場所	備 考
社会教育論Ⅰ	李 正 連	2	A1	月 3 月 4	教育学部	駒場	この科目は、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を申請する場合に「大学が独自に設定する科目」としてのみ算入することができる。 ※学部2年生から履修可

(3) 旧課程で修得した科目の新課程における認定について

①旧課程における「教職に関する科目」について

旧課程における「教職に関する科目」として修得済みの科目は、新課程における区分「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」の同名称の認定科目として認定される。

例:旧課程「教育心理Ⅰ」は新課程認定科目「教育心理Ⅰ」（「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」）として認定

旧課程「教師論」は新課程認定科目「教師論Ⅰ」又は「教師論Ⅱ」（「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」）として認定

②旧課程における「各教科の指導法」について

旧課程において修得済みの「各教科の指導法」（「各教科教育法」）は、新課程における「各教科教育法（基礎）」もしくは「各教科教育法（実践）」に認定することが可能である。

例:旧課程「国語科教育法」は新課程「国語科教育法（基礎）」又は「国語科教育法（実践）」として認定

旧課程「身体教育方法論」は新課程「身体教育方法論」又は「保健体育科教育法（実践）」として認定

ただし、社会科系科目の指導法については、2019（平成 31）年度より、中学校及び高等学校の内容を兼ねた科目（「社会科・地理歴史科教育法」、「社会科・公民科教育法」）として開講するため、旧課程において修得した「社会科教育法」（中学校）、「地理歴史科教育法」（高等学校）及び「公民科教育法」（高等学校）の認定については、以下のとおり扱う。

- ・旧課程「社会科教育法」は新課程「社会科・地理歴史科教育法（基礎）」、「社会科・地理歴史科教育法（実践）」、「社会科・公民科教育法（基礎）」又は「社会科・公民科教育法（実践）」として認定。ただし、中学校「社会科の指導法」にかかる部分についてのみ有効
- ・旧課程「地理歴史科教育法」は新課程「社会科・地理歴史科教育法（基礎）」又は「社会科・地理歴史科教育法（実践）」として認定。ただし、高等学校「地理歴史科の指導法」にかかる部分についてのみ有効
- ・旧課程「公民科教育法」は新課程「社会科・公民科教育法（基礎）」または「社会科・公民科教育法（実践）」として認定。ただし、高等学校「公民科の指導法」にかかる部分についてのみ有効

③旧課程における「教科に関する科目」について

旧課程において修得した「教科に関する科目」は、新課程における同名称の「教科に関する専門的事項」の科目として認定される。

(4) 経過措置による旧課程適用者：2018(平成30)年度以前に学部に入学者、2025(令和7)年度も学部
に引き続き在籍している者、または、2018(平成30)年度以前に大学院に入学者、2025(令和7)年度も
大学院に引き続き在籍し、教職課程を2018(平成30)年度以前より年度毎に継続的に履修している者
の単位修得

○教職に関する科目

旧教育職員免許法施行規則第6条には、免許状の種類ごと（中学校教諭一種及び高等学校教諭一種）に
修得すべき「教職に関する科目」と最低修得単位数が、次のように掲げられている。

なお、次の表7に掲げる「教職に関する科目」（各教科の指導法に関する科目を除く。）は各教科共通で
あり、2つ以上の教科の免許状を取得しようとする場合でも、これらは1回修得すればよい。

教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係
の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧を参照すること。

表7 「教職に関する科目」の単位の修得方法

	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	免許状の種類	
			中一種	高一種
必修	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎理論に関する科目 〔注意〕(1) 参照	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	教育課程及び指導法に関する科目 〔注意〕(1) 参照	教育課程の意義及び編成の方法	12	6 〔注意〕 (1) 参照
		各教科の指導法〔注意〕(2) 参照		
		道徳の指導法〔注意〕(3) 参照		
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 〔注意〕(1) 参照	生徒指導の理論及び方法	4	4
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進路指導の理論及び方法		
	教職実践演習	〔注意〕(4) 参照	2	2
	（総合演習）			
	教育実習	〔注意〕(5) 参照	5	3
最低所要単位数			31	23

【注意】

- (1) 「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に関しては、右欄の「左項の各科目に含めることが必要な事項」を全て含んだ科目を開講していない。そのため、「左項の各科目に含めることが必要な事項」ごとに対応した開講科目を履修し、全ての事項を充足するように単位を修得すること。特に、高等学校教諭一種免許状修得に必要な「教育課程及び指導法に関する科目」の単位数は、法令では6単位と定められているが、本学では1科目2単位での開講が基本であるため、最低でも8単位を修得することになるので注意すること。
- (2) 「各教科の指導法」は取得する免許教科に対応した指導法の科目を必ず履修すること。また、取得する免許教科と異なる教科の指導法の科目は必要単位に算入することができないので注意すること。
- (3) 「道徳の指導法」は、中学校教諭の免許状の授与を受ける場合に必須である。高等学校教諭の免許状の授与を受ける場合にあっては、「教科又は教職に関する科目」（前掲表1参照）として算入できる。
- (4) 2010（平成22）年度学部入学者からは、「総合演習」に代わり「教職実践演習」が適用され、必修である。「教職実践演習」の詳細は後述の「4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について」の頁を参照すること。なお、経過措置として、2010（平成22）年3月以前の学部入学者及び大学院学生は、2013（平成25）年3月までに「総合演習」を修得していれば、「教職実践演習」を修得する必要はないが、不明な点があれば所属学部・研究科等の教務担当係に相談すること。
- (5) 教育実習において5単位を修得し、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、余剰の2単位については「教科又は教職に関する科目」（前掲表1参照）に算入することができる。

「教職に関する科目」の開設科目は次の表8を参照すること。「教職に関する科目」は、教養学部前期課程1年次より履修することができる（教養学部前期課程在籍時に履修する場合、持出し専門科目として開講される後期課程各学部の専門科目を履修することになる）。

各科目の開講内容（開講時期、曜日、時限等）は、変更になる場合がある。履修登録の期間は所属部局の日程によるので、所属学部窓口で確認すること。

表8「教職に関する科目」

（教職に関する科目のうち「各教科の指導法」については、後掲の表9を参照）

教育職員免許法上の 認定科目		科 目 名	担当教員	単 位	開講 時期	曜日 時限	開設学部	開講 場所	前期課程 学生履修
教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の 役割、教員の職務内容 （研修、服務及び身分 保障等を含む。）、進路 選択に資する各種の 機会の提供等	教 師 論 I	鈴木 悠 太	2	A1A2	月 4	教育学部	駒場	可
		教 職 論	浅 井 幸 子	2	S2	火 3 火 4	教育学部	本郷	不可
		教 師 論 II	高井良健一	2	8-9 月	集中	教育学部	駒場	可
教育の基礎理 論に関する科 目	教育の理念並びに教 育に関する歴史及び 思想	基 礎 教 育 学 概 論	大塚 類 山名 淳 小国 喜弘 隠岐さや香 片山 勝茂 平石 晃樹	2	A1A2	金 4	教育学部	本郷	原則2年次 から可
		教育哲学概説（教育思想論）	今年度は開講無し （基礎教育学概論と隔年開講）				教育学部	本郷	不可

		教 育 原 理 I	下 地 秀 樹	2	S1S2	木 5	教育学部	駒場	可	
		教 育 原 理 II	山 名 淳	2	8-9 月	集中	教育学部	本郷	可	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教 育 心 理 I	清 河 幸 子	2	S1S2	金 5	教育学部	駒場	可	
		教 育 心 理 II	伊 藤 貴 昭	2	S1	金 1 金 2	教育学部	本郷	可	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教 育 社 会 学 概 論	中 村 高 康	2	S1S2	金 3	教育学部	本郷	不可	
		教 育 と 社 会	中 村 知 世	2	S1S2	水 4	教育学部	駒場	可	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教 育 課 程 I	岩 田 一 正	2	S1S2	水 5	教育学部	駒場	可	
		教 育 課 程 論	上 野 正 道	2	A2	集中	教育学部	本郷	不可	
		教 育 課 程 II	富士原 紀絵	2	S1S2	月 5	教育学部	本郷	可	
	道徳の指導法	道徳教育の理論と実践	西野 真由美	2	S1S2	月 5	教育学部	駒場	可	
		道 徳 と 教 育	平 石 晃 樹	2	S1S2	火 4	教育学部	本郷	不可	
		道 徳 教 育 法	藤 井 佳 世	2	8-9 月	集中	教育学部	本郷	可	
	特別活動の指導法	特 別 活 動 論	草 薨 佳 奈 子	2	A1A2	火 5	教育学部	駒場	可	
		特別活動の指導法	林 尚 示	2	8-9 月	集中	教育学部	本郷	可	
		特別活動の指導法	林 尚 示	2	A1A2	火 4	教育学部	本郷	可	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教 育 の 方 法 II	黒 田 友 紀	2	2-3 月	集中	教育学部	本郷	可	
		教 育 方 法 論	藤 江 康 彦	2	A1	火 3 火 4	教育学部	本郷	不可	
		教 育 の 方 法 I	渡 辺 貴 裕	2	A1	月 5 月 6	教育学部	駒場	可	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	進 路 指 導 ・ 生 徒 指 導	鈴 木 雅 博	2	A1A2	月 5	教育学部	駒場	可
			生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導	山 本 宏 樹	2	A1	金 2 金 3	教育学部	本郷	可
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教 育 相 談 I	新 井 素 子	2	S1S2	火 2	教育学部	駒場	可
			教 育 相 談 II	北 原 祐 理	2	A1A2	木 3	教育学部	本郷	可

教育実習	教 育 実 習 I	小国 喜弘 藤江 康彦	3	集中		教育学部		不可
	教 育 実 習 II		5					不可
教職実践演習	教職実践演習(中・高)	小国 喜弘 藤江 康彦	2	A2	金5 金6	教育学部	本郷	不可

表9 「各教科の指導法」

教育職員免許法上の 認 定 科 目	科 目 名	担当教員	単 位	開講 時期	曜日 時限	開設学部	開講 場所	前期課程 学生履修
国 語 科 の 指 導 法	国語科教育法(基礎)	中村ともえ	2	S1S2	金2	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法(実践)A	頓所 本一	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法(実践)B	工藤 裕子	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法(実践)C	齋藤 知也	2	S1S2	木5	教養学部	駒場	不可
	国語科教育法(実践)C	齋藤 知也	2	A1A2	未定	教養学部	駒場	原則2年次 から可
社会科の指導法 ※2	社会科・地理歴史科 教育法(基礎)	田中 暁龍	2	S1S2	金2	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)A	田中 暁龍	2	A1A2	金2	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)A	武田 竜一	2	A1A2	火4	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	戸田 善治	2	S1S2	月5	教養学部	駒場	不可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	戸田 善治	2	A1A2	月5	教養学部	駒場	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	秋本 弘章	2	S1S2	木4	教養学部	駒場	不可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	秋本 弘章	2	A1A2	木4	教養学部	駒場	原則2年次 から可
	社会科・公民科 教育法(基礎)	吉田 俊弘	2	S1S2	集中	教養学部	駒場	不可
	社会科・公民科 教育法(実践)	村野 光則	2	S1S2	水5	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・公民科 教育法(実践)	村野 光則	2	A1A2	水5	教育学部	本郷	原則2年次 から可
地理歴史科の指導法	社会科・地理歴史科 教育法(基礎)	田中 暁龍	2	S1S2	金2	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)A	田中 暁龍	2	A1A2	金2	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)A	南澤 武蔵	2	A1A2	火4	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	戸田 善治	2	S1S2	月5	教養学部	駒場	不可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	戸田 善治	2	A1A2	月5	教養学部	駒場	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	秋本 弘章	2	S1S2	木4	教養学部	駒場	不可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	秋本 弘章	2	A1A2	木4	教養学部	駒場	原則2年次 から可

公民科の指導法	社会科・公民科教育法（基礎）	吉田 俊弘	2	S1S2	集中	教養学部	駒場	不可
	社会科・公民科教育法（実践）	村野 光則	2	S1S2	水 5	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	社会科・公民科教育法（実践）	村野 光則	2	A1A2	水 5	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
数学科の指導法	数学科教育法（基礎）	家 本 繁	2	8-9 月	集中	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	数学科教育法（実践）A	中 筋 麻 貴	2	S1S2	火 2	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	数学科教育法（実践）B	西 脇 佳 子 今 野 雅 典	2	8-9 月	集中	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	数学科教育法（実践）C	傍 士 輝 彦	2	S1S2	集中	教養学部	駒場	不可
	数学科教育法（実践）C	傍 士 輝 彦	2	A1A2	集中	教養学部	駒場	原則 2 年次から可
理科の指導法	理科教育法（基礎）	左 巻 健 男	2	A1A2	集中	教養学部	駒場	原則 2 年次から可
	理科教育法（実践）A	対 比 地 覚	2	8-9 月	集中	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	理科教育法（実践）B	興 治 文 子	2	A1A2	集中	教養学部	駒場	原則 2 年次から可
	理科教育法（実践）C	田 邊 康 夫	2	S1S2	火 4	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
保健体育科の指導法	身体教育方法論	上 岡 洋 晴	2	S1	火 1 火 2	教育学部	本郷	不可
	保健体育科教育法（実践）A	青 木 秀 憲 上 岡 洋 晴	2	S2	火 1 火 2	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	保健体育科教育法（実践）B	青 木 秀 憲	2	A2	火 1 火 2	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	保健体育科教育法（実践）C	※本年度開講無し						
英語科の指導法	英語科教育法（基礎）	奥 聡 一 郎	2	A1	未定	教養学部	駒場	原則 2 年次から可
	英語科教育法（実践）A	奥 聡 一 郎	2	S2	火 3 火 4	教養学部	駒場	不可
	英語科教育法（実践）A	奥 聡 一 郎	2	S1	火 3 火 4	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	英語科教育法（実践）B	高 橋 和 子	2	S1S2	金 3	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
	英語科教育法（実践）C	根 子 雄 一 朗	2	8-9 月	集中	教育学部	本郷	原則 2 年次から可
情報科の指導法	情報科教育法Ⅰ	辰 己 丈 夫	2	S1S2	月 5	理学部	本郷	可
	情報科教育法Ⅱ	辰 己 丈 夫	2	A1A2	月 5	理学部	本郷	可
農業科の指導法	農業教育Ⅰ	磯 部 祥 子 樋 口 洋 平	2	A1A2	火 2	農学部	本郷	不可
	農業教育Ⅱ	青 木 直 大	2	S1S2	火 4	農学部	本郷	不可
工業科の指導法	工業教育	工学部担当係に 問合わせること	4	工学部担当係に 問合わせること		工学部	本郷	原則 2 年次から可

※1 「各教科の指導法」は、それぞれの教科においてのみ教職科目として単位が認められるので、注意すること。

例えば、「英語科の指導法」であれば、英語以外の教科で「教科又は教職に関する科目」（前掲表 1 参照）として単位を利用することはできない。

※2 「社会科の指導法」としての認定のためには、「社会科・地理歴史科教育法」及び「社会科・公民科教育法」を組み合わせて履修することが必要となる（平成 30 年度以前に「社会科教育法」を修得済の者を除く）。

※3 旧課程適用者は基礎、実践いずれかの授業科目を履修する。

○教科に関する科目

次の表10は、各教科別にその免許状を取得するために必要な「教科に関する科目」と、その最低修得単位数を示すものである。これは、各教科とも、その開設されている学部において、免許法の定めるところによる、「教科に関する科目」と認定されているものでなければならない。また、「教科に関する科目」それぞれについて、一般的包括的な内容（当該教科に関する科目の学問領域をおおまかに網羅しており、特定の領域の偏りが無いもの）を含む科目を履修する必要がある。一般的包括的内容は、複数の科目を履修することで満たされる場合もある。

「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した科目の単位は、「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。ただし、「教科に関する科目」は、取得しようとする免許教科の科目として認定されている単位に限る。不明なこと等があるときは所属学部・研究科等の教務担当係で相談すること。

各科目の開講時期、曜日、時限等は、所属学部・研究科等の教務担当係又は開設学部で確認すること。教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧等を参照すること。

表10 「教科に関する科目」の単位の修得方法

教科名	中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
	教科に関する科目		最低修得 単位数	教科に関する科目		最低修得 単位数
国語	必修	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1単位以上	必修	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1単位以上
		国文学(国文学史を含む。)	1単位以上		国文学(国文学史を含む。)	1単位以上
		漢文学	1単位以上		漢文学	1単位以上
		書道(書写を中心とする。) ※備考ニ参照	1単位以上			
	合 計		20	合 計		20
社会	必修	日本史及び外国史	1単位以上			
		地理学(地誌を含む。)	1単位以上			
		「法学、政治学」	1単位以上			
		「社会学、経済学」	1単位以上			
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上			
	合 計		20			
地理歴史				必修	日本史	1単位以上
					外国史	1単位以上
					人文地理学及び	1単位以上
					自然地理学	
					地誌	1単位以上
				合 計		20

公 民				必修	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1単位以上
					「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1単位以上
					「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1単位以上
				合 計		20
数 学	必修	代数学	1単位以上	必修	代数学	1単位以上
		幾何学	1単位以上		幾何学	1単位以上
		解析学	1単位以上		解析学	1単位以上
		「確率論、統計学」	1単位以上		「確率論、統計学」	1単位以上
		コンピュータ	1単位以上		コンピュータ	1単位以上
	合 計		20	合 計		20
理 科	必修	物理学	1単位以上	必修	物理学	1単位以上
		物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	1単位以上			
		化学	1単位以上		化学	1単位以上
		化学実験(コンピュータ活用を含む。)	1単位以上			
		生物学	1単位以上		生物学	1単位以上
		生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	1単位以上			
		地学	1単位以上		地学	1単位以上
		地学実験(コンピュータ活用を含む。)	1単位以上		「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	1単位以上
	合 計		20	合 計		20
保 健 体 育	必修	体育実技	1単位以上	必修	体育実技	1単位以上
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	1単位以上		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	1単位以上
		生理学(運動生理学を含む。)	1単位以上		生理学(運動生理学を含む。)	1単位以上
		衛生学及び公衆衛生学	1単位以上		衛生学及び公衆衛生学	1単位以上
		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上
	合 計		20	合 計		20

保健	必修	生理学及び栄養学	1単位以上	必修	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	1単位以上
		衛生学及び公衆衛生学	1単位以上		衛生学及び公衆衛生学	1単位以上
		学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上		学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上
	合 計		20	合 計		20
英語	必修	英語学	1単位以上	必修	英語学	1単位以上
		英米文学	1単位以上		英米文学	1単位以上
		英語コミュニケーション	1単位以上		英語コミュニケーション	1単位以上
		異文化理解	1単位以上		異文化理解	1単位以上
	合 計		20	合 計		20
情報報				必修	情報社会及び情報倫理	1単位以上
					コンピュータ及び 情報処理(実習を含む。)	1単位以上
					情報システム (実習を含む。)	1単位以上
					情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1単位以上
					マルチメディア表現及び 技術(実習を含む。)	1単位以上
					情報と職業	1単位以上
				合 計		20
農業				必修	農業の関係科目	1単位以上
					職業指導	1単位以上
				合 計		20
工業				必修	工業の関係科目	1単位以上
					職業指導	1単位以上
				合 計		20

〔備考〕

- イ 「 」内のものは、科目群であって、そのうち1科目以上修得するものとする。
- ロ (……を含む。)とあるものは、必ず含まなければならない。
- ハ 「及び」とあるものは、そこに記された科目全部を修得しなければならない。
- ニ 国語において、書道(書写を中心とする。)の単位は、高等学校教諭一種免許状を取得する際には必要な単位として算入できないので、注意すること。

○教科又は教職に関する科目

「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の他に、「教科又は教職に関する科目」という科目区分がある（前掲表1参照）。

この「教科又は教職に関する科目」には、最低修得単位数を超えて修得した「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の単位を充てることができる。

一方で、「教科又は教職に関する科目」としてのみ単位を充てることができる科目として、表11の授業科目が開講されている。この科目は「教職に関する科目に準ずる科目」として位置づけられ、修得した単位は「教科又は教職に関する科目」としてのみ、必要単位に算入することができる。

表11 「教科又は教職に関する科目」

科 目 名	担当教員	単位	開講 時期	曜日 時限	開設学部	開講 場所	備 考
社会教育論Ⅰ	李 正 連	2	A1	月3 月4	教育 学部	駒場	この科目は、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を申請する場合に「教科又は教職に関する科目」としてのみ算入することができる。 ※学部2年生から履修可
特別支援教育総論Ⅰ	堤 英 俊	1	8-9月	集中	教育 学部	本郷	〃 ※前期課程学生履修可
特別支援教育総論Ⅱ	小国喜弘 星加良司 飯野由里子 池野絵美 大内紀彦 崔 栄 繁	1	A1	金5	教育 学部	駒場	〃 ※前期課程学生履修可
総合的な学習の時間の 指導法	浅川俊彦	1	S1	水5	教育 学部	本郷	〃 ※前期課程学生履修可
総合的な学習の時間の 指導法	浅川俊彦	1	S2	水5	教育 学部	本郷	〃 ※前期課程学生履修可
総合的な学習の時間の 指導法	浅川俊彦	1	A1	水5	教育 学部	本郷	〃 ※前期課程学生履修可

3. 中学校・高等学校教諭専修免許状を取得する場合の単位修得について

大学院修士課程を修了し、修士の学位を有する者が、中学校又は高等学校教諭一種免許状を取得するために必要な科目を学部において修得しており（〔注意〕(1)参照）、さらに大学院修士課程において開設される科目（新課程適用者は「大学が独自に設定する科目」24 単位以上、旧課程適用者は「教科又は教職に関する科目」24 単位以上）を修得している場合には、中学校・高等学校教諭専修免許状を取得できる（〔注意〕(2)参照）。

なお、大学院修士課程において開設される科目の開講時期、曜日、時限等は、所属研究科等又は開設研究科等の教務担当係で確認すること。各研究科等で取得することができる免許状の種類及び免許教科については、「◆教育職員免許関連規則」の頁の別表を参照すること。

〔注意〕

- (1) 学部においてこれらの科目を修得していない者については、大学院修士課程在学中に、各学部の教職関係科目を科目等履修できる場合もあるので、各学部教務担当係に確認すること。
- (2) 取得できる専修免許状の教科は、既に取得している（もしくは免許状取得の条件を満たしている）中学校・高等学校一種免許状と同じ教科に限られる。

◆教育学研究科学校教育高度化専攻における専修免許状取得について

教育学研究科の「学校教育高度化専攻」が開講している科目の一部については、東京大学のその他の中高専修免許状の教職課程において共通して開設しているため、以下の教科の専修免許状取得に必要な単位に、その修得単位を算入することができる。

「国語」「数学」「理科」「保健体育」「保健」「情報」「農業」「水産」「工業」「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」

なお、上記以外の教育学研究科開講の科目については、東京大学のその他の専修免許状課程において共通して開設していないため、教育学研究科が課程認定を受けている「社会」「地理歴史」「公民」「保健体育」「保健」の教科についてのみ、専修免許状取得に必要な単位に、その修得単位を算入することができる。

教育学研究科学校教育高度化専攻が、東京大学のその他の専修免許状教職課程において共通して開設している科目についての具体的な開講情報は、教育学研究科学生支援チームの Web サイトを参照すること。

教育学部学生支援チーム Web サイト：

<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/certification/#kyoinmenkyo>

4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について

<教育実習>

教育実習は、教職を志望する学生が、学校現場における実務的経験を通して、教育実践における問題解決能力を形成し、教職の専門領域に関する理解を深めることを目的とし、実習期間の長さによって3単位（教育実習Ⅰ）と5単位（教育実習Ⅱ）に分類される。

教育実習は、2日間の事前指導への出席、教育実習校との事前打合せ参加、教育実習の実施、レポートの提出（実習後1週間以内）、及び7月又は11月（共に予定）に開催される事後指導のまとめの会への出席をもって、単位修得の要件とする。

(1) 教育実習にかかる手続き等の流れ

後掲「一種免許状取得までの一般的な流れ」を参照すること。

(2) 実習参加申込学年

申込時点で、学部後期課程3年以上及び大学院の学生。

申込学年		実施学年
学部	3年	4年
	4年（本学修士課程進学予定者）	修士1年
大学院	修士1年	修士2年
	修士2年（本学博士課程進学予定者）	博士1年
	博士1年	博士2年
	博士2年	博士3年

※教職課程のカリキュラムの関係から、平成23年度以前及び平成27年度・28年度の学部入学者は、教育実習の実施は学部後期課程3年以上（学部2年の進学内定者以上が申し込み可能）となっている。

(3) 実習実施年度及び参加資格

① 実施年度

申込年度の翌年度に実施する。つまり、2025年度に教育実習の参加申込をした場合、2026年度に実施となる。

② 参加資格：以下の4つの要件を満たすこと。

(ア) 前年度に参加申込をしていること。

(イ) 参加申込時点で本学に在籍していること。

(ウ) 実施年度の指定された期間に必要な書類を提出し、実施する時点で在学しており、かつ、実施する時点までに、実習を行う教科にかかる「各教科の指導法」（旧課程適用者：2単位、新課程適用者：4単位）を修得済であること。

※旧課程・新課程の別によらず、「社会科の指導法」としての認定には、地理歴史分野と公民分野の両方の修得が必要となるため、「社会科・地理歴史科教育法」（2単位）及び「社会科・公民科教育法」（2単位）両方の修得が必要となる（平成30年度以前開講の「社会科教育法」を修得済の者を除く）。

※「各教科の指導法」は、毎年S1・S2タームに開講されるとは限らないため、教育実習が秋期（10月以降開始）の学生においても、極力実施年度の前の年度までに修得しておくこと。

(エ) 実習へ行く前年度までに教育職員免許法上の認定科目を次のとおり、修得済であること。（次頁を参照。旧課程と新課程で異なるので注意）

旧課程適用者

「教職の意義及び教員の役割」、「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」、「進路選択に資する各種の機会の提供等」、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」、「教育課程の意義及び編成の方法」から3科目6単位を修得済みであること。

参加資格（エ）について、表7 「教職に関する科目」の単位の修得方法から抜粋

	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	
必	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	※1
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	
		進路選択に資する各種の機会の提供等	
修	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	※2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	※3
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	※4

上記※1～4の区分のうち、3区分以上に跨って6単位以上修得する必要がある。

（要件を満たしている例：「教師論Ⅰ」「基礎教育学概論」「教育課程Ⅱ」を修得済）

新課程適用者

「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）」から、3科目6単位を修得済みであること。

参加資格（エ）について、表2 「教科及び教職に関する科目」の単位の修得方法から抜粋

	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	※1
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	※2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	※3
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	※4
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	

上記※1～4の区分のうち、3区分以上に跨って6単位以上修得する必要がある。

（要件を満たしている例：「教師論Ⅰ」「基礎教育学概論」「教育課程Ⅱ」を修得済）

(4) 履修登録方法

実習前年の5月中旬以降9月上旬の〆切日【2025年は9月1日（月）17時 ※教育学部附属中等教育学校が第一志望の場合は6月30日（月）17時】までに、教育学部学生支援チーム Web サイトの「申込フォーム」より必要情報を登録すること（この際、必要に応じて「介護等体験」「教職実践演習」についても同時に申し込むことができる）。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアドレスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登録完了メールが送信されてこない場合は、アドレス間違い等のトラブルが想定されるので、教育学部学生支援チームまで申し出ること。この申込を持って履修登録とし、学務システムによる履修登録は必要ない。

なお、教育実習参加にあたって、持病・障害等のため合理的配慮が必要となる場合は、申込時に教育学部学生支援チームまで相談すること。

教育学部学生支援チーム Web サイト：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>

(5) 実習校への参加申込方法

履修登録と併せて、希望する教育実習校の種類により、以下の参加申込が必要となる。

【母校等で実習を行う場合】

教育実習を行う前年に、あらかじめ希望する実習校の学校長から内諾を得ておく必要がある。できるだけ早く実習希望校へ訪問、電話、郵便等にて問合わせ、内諾を得る手続きを行うこと（実習校によっては、受付時期が決められている学校もある）。実習校から交付される「内諾書」（様式は教育学部学生支援チーム Web サイトからダウンロード可、実習校独自の様式がある場合はそちらを使用して構わない）は、入手でき次第大学宛の内諾書の場合は原本、本人宛の内諾書の場合は写しを速やかに所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること【2025年は9月1日（月）〆切】。なお、実習校側の事情により左記の締切までに内諾書が交付されない場合は、所属学部・研究科等の教務担当係へその旨を事前に連絡のうえ、入手でき次第、速やかに提出すること。

なお、実習校によっては大学を通じた手続きが必要な場合もあるので、そのような場合は早めに教育学部学生支援チーム教職等担当（TEL：03-5841-3909、E-Mail：kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）に申し出ること。

【教育学部附属中等教育学校又は東京都の公立中学校で実習を行う場合】

教育学部学生支援チームの Web サイトの「申込フォーム」に必要事項を入力すること【2025年は9月1日（月）17時〆切、教育学部附属中等教育学校が第一志望の場合は6月30日（月）17時〆切】。

教育学部附属中等教育学校と東京都の公立中学校いずれの場合も、内諾書は不要である。実習校が教育学部附属中等教育学校となるか東京都の公立中学校となるかは、申込者の希望と申込状況を踏まえて決定され、3月上旬までに本学より通知される。

なお、東京都の公立中学校の場合は、実習を行う区又は市について希望が通らないことがある。

【都立高等学校で実習を行う場合】

母校で実習を行う場合と同様に内諾書を得ること。

なお、都立高等学校における教育実習は、学部4年次以降でなければ参加できないため、注意すること。

【教育学研究科の協定校で実習を行う場合】

詳細については、実習前年の4月頃学生支援チーム Web サイト等により周知される。申込期間が短い（4月の初旬～中旬）ため、注意すること。面談等による選抜が生じることがある。選抜に漏れた場合は、母校や教育学部附属中等教育学校等における教育実習に改めて申し込むことができる。

(6) 2026年度教育実習（2025年度申込）実施日程（予定）

①本学への申込

2025年5月中旬～9月1日（月）17時

②実習校への参加申込

実習校から交付される「内諾書」等の本学への提出〆切は、2025年は9月1日（月）

③事前指導

事前指導で使用する書類については、事前に所属学部・研究科等の教務担当係窓口で受領すること。

【受領期間については1月下旬～2月上旬を予定、別途通知】

- (i) 第1日目 2026年2月12日(木)【於：教育学部附属中等教育学校(中野区南台1-15-1)】
第2日目 2026年3月11日(水)【 ” ” 】
- (ii) 教育実習開始1週間ほど前の1日【各実習校に於いて事前打ち合わせ】

④「調査票」の提出

調査票(様式は教育学部学生支援チーム Web サイトからダウンロード、要顔写真)を作成し、所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること【提出期間については教育実習を実施する年度の4月上旬を予定、別途通知】。調査票は、教育実習を実施する年度の4月下旬に本学より実習校に送付する。

⑤健康診断【於：保健センター】

2026年3月下旬～4月上旬(日程・場所等は2026年3月中旬頃までに通知する)

※検査項目…身体計測、胸部X線、問診・血圧

なお、実習校から求められた場合は追加項目(聴力、視力、麻疹・風疹抗体)の検査を行う。

⑥教育実習に対応した保険「学研災付帯賠償責任保険(Bコース)」への加入(所属部局窓口)

教育実習実施年度、実習開始2週間前までに所属部局窓口にて加入手続きを行う。

※加入には保険料210円が必要となる(保険料は改定される場合がある)。

⑦教育実習

実習期間については、実習校の指示に従うこと。

概ね2026年5月～11月までの間の2週間又は3～4週間。

実習後、1週間以内に教育実習レポート「教育実習から学んだこと」(2000字程度、A4縦に横書、PC等利用可)を、PDF ファイル形式で教育学部学生支援チーム教職等担当(kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)に電子メールにより提出すること。

⑧まとめの会【於：教育学部附属中等教育学校】(※教育実習生全員が出席必須)

6月末頃までに教育実習を終了した実習生(A班) …2026年7月中旬(予定)

7月のまとめの会以降に教育実習を終了した実習生(B班) …2026年11月下旬(予定)

(7) 注意事項

①教育実習の受け入れ諾否は、実習校での会議に基づいて、最終的に学校長が決定するものである。安易に辞退や変更をするような教育実習の申込をせず、実習計画を綿密に立て、教職に対する関心や意欲を各自で十分に確認してから申込をすること。

②取得を希望する免許状の学校種により、実習期間と単位数が異なるので注意すること。

(i) 中学校教諭一種免許状……………3～4週間(「教育実習Ⅱ」5単位)

(ii) 高等学校教諭一種免許状……………2週間(「教育実習Ⅰ」3単位)

※中学校及び高等学校教諭一種免許状を併せて取得希望の場合は、3～4週間(「教育実習Ⅱ」5単位)の実習期間で申請すること。

※高校教諭を希望する場合でも、教員採用試験にあたり中学校と高等学校両方の免許状を求める教育委員会や学校があるので、事前に確認のうえ、実習期間(単位数)を決めること。

③内諾書の交付を受けた後、教育実習の受け入れに関する正式な依頼文書を、本学教育学部長名で各実習校長あてに、成績報告票・出勤簿・健康診断結果などの必要書類と共に、教育実習を実施する年度の4月下旬に本学より送付する。

④教育実習の単位を修得するためには、2日間の事前指導への参加、教育実習の実施、レポートの提出(実習後1週間以内)、まとめの会への出席が全て必要となる。

⑤実習校によっては、研究授業に大学の教員の参加を求める場合がある。実習校から教員の参加依頼があった際には、教育学部学生支援チーム教職等担当(kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)に電子メールにて申し出ること。

⑥当然のことながら、教育実習後は、感謝の意を込め、お世話になった方々へのお礼状を送付すること。

※教育実習にかかる上記の日程については変更となる可能性もあるので、常に掲示・Web サイトを確認しておくこと。

<介護等体験>

介護等体験は、中学校教育職員免許状の取得に必要となる。義務教育に従事しようとする教員を目指す者（本学では中学校教諭免許状を取得しようとする者）に対して、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせ、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を目的として、平成10年度入学者から義務付けられたものである。（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号））

介護等体験期間は、本学の場合、特別支援学校における介護等体験2日間、社会福祉施設における介護等体験5日間の合計7日間であり、2日間の体験は概ね5月～翌1月頃のいずれかの時期に、5日間の体験は概ね8月～翌1月頃のいずれかの時期に実施される（学生の申し出に基づき、教育実習期間等のやむを得ない都合と体験時期が重複しないように調整される）。

介護等体験が終了すると、各体験施設から介護等体験証明書が交付される。教育職員免許状の授与を申請する際には、この介護等体験証明書を各教育委員会に提出しなければならない。なお、介護等体験証明書の再発行は行われていないので、大事に保管しておくこと。

(1) 介護等体験にかかる手続き等の流れ

後掲「一種免許状取得までの一般的な流れ」を参照すること。

(2) 体験参加申込学年

		申込学年	実施学年
学部	前期課程	2年（進学内定者）	3年
	後期課程	3年	4年
		4年（本学修士課程進学予定者）	修士1年
大学院		修士1年	修士2年
		修士2年（本学博士課程進学予定者）	博士1年
		博士1年	博士2年
		博士2年	博士3年

(3) 実習実施年度及び参加資格

①実施年度

申込年度の翌年度に実施する。つまり、2025年度に介護等体験の参加申込をした場合、2026年度に実施となる。

②参加資格：以下の4つの要件を満たすこと。

（ア）前年度に参加申込をしていること。

（イ）参加申込時点で本学に在籍していること。

なお、教養学部前期課程2年次に申し込んだ後期課程進学内定者が進学内定を取り消された場合には、介護等体験に参加できない。

（ウ）前年度冬に本郷キャンパスで実施される「介護等体験講習会」に参加していること。

（エ）実施年度の指定された期間に必要な手続きを行い、実施する時点で在学していること。

(4) 参加申込方法

実習前年の5月中旬以降9月上旬の〆切日【2025年は9月1日（月）17時】までに、教育学部学生支援チーム Web サイトの「申込フォーム」より必要情報を登録すること（この際、必要に応じて「教育実習」「教職実践演習」についても同時に申し込むことができる）。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアドレスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登録完了メールが送信されてこない場合は、アドレス間違い等のトラブルが

想定されるので、教育学部学生支援チームまで申し出ること。なお、介護等体験は単位が付与される授業ではないため、履修登録は必要ない。

教育学部学生支援チーム Web サイト：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>

(5) 2026年度実施介護等体験（2025年度申込）実施日程（予定）

①申込

2025年5月中旬～9月1日（月）17時

②介護等体験実施前年度冬開催の「介護等体験講習会」に参加

詳細については、事前に通知する。

③必要書類の提出、保険への加入

介護等体験実施年度に、所属学部・研究科等の教務担当係の窓口において以下の手続きが必要となる。【手続期間については介護等体験を実施する年度の4月上旬を予定、別途通知】

(i) 介護等体験可能日程の申請

※申込者にメールにより通知される Web ページから登録すること。

(ii) 介護等体験費用振り込みと、その控の提出

社会福祉施設（5日間）における介護等体験：11,000円（1日2,200円×5日分）

※様式は教育学部学生支援チーム Web サイトからダウンロード、控はA4白紙に貼付のうえ提出のこと。

※期間内に金融機関で振り込むこと。なお、上記の介護等体験費用額は改定される場合がある。

また、振り込み後に体験辞退の申し出があっても返金できないので、留意すること。

※特別支援学校（2日間）における介護等体験費用は当日の交通費などの実費のみとなる。

(iii) 介護等体験に対応した保険「学研災付帯賠償責任保険（Bコース）」への加入（所属部局窓口）

※加入には保険料210円が必要となる（保険料は改定される場合がある）。

④健康診断【於：保健センター】

2026年3月下旬～4月上旬（日程・場所等は2026年3月中旬頃までに通知する）

※検査項目…身体計測、胸部X線、問診・血圧

⑤介護等体験

特別支援学校（2日間）の体験施設・日程は、例年早ければ5月中頃に、社会福祉施設（5日間）の体験施設・日程は例年6月上旬頃に割り当てが決定し、通知される。施設・日程は、学生により異なる。

社会福祉施設（5日間）の体験施設・日程決定後、「介護等体験希望学生個人票」（様式は教育学部学生支援チーム Web サイトからダウンロード、要顔写真）を作成し、所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること。

体験にあたっては、「介護等体験マニュアルノート」（購入方法については別途連絡）を持参すること。2日間、5日間共に、最終日に「介護等体験証明書」に施設から記入・押印をしてもらうこと。また、5日間の体験が終了した後に、「介護等体験自己評価票」を作成すること。「介護等体験証明書」「介護等体験自己評価票」は、教育学部学生支援チーム Web サイトから様式をダウンロードすること。

⑥「介護等体験証明書」及び「社会福祉施設における介護等体験自己評価票」の提出

5日間の方の介護等体験が終了してから一週間以内に、「介護等体験自己評価票」（様式は教育学部学生支援チーム Web サイトからダウンロード）を作成のうえ、Excel ファイル形式で教育学部学生支援チーム教職等担当 (kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp) に電子メールにより提出すること。また、2日間・5日間の介護等体験が全て終了した後に、速やかに所属学部・研究科等の教務担当係の窓口に「介護等体験証明書」の写しを提出すること。原本は各自で大事に保管すること（証明書の再発行は行われていない）。

(6) 注意事項

- ①介護等体験の受入れは、東京都社会福祉協議会と各社会福祉施設が共に尽力する連絡調整のもとに決定されるものである。安易に辞退することがないように、教職に対する関心・意欲を各自で十分に確認してから申込をすること。
 - ②介護等体験において知り得た施設利用者のプライバシーに関する情報については、決して他に漏らさないこと。
 - ③施設利用者にとって生活の場、就労及び生活訓練の場であることを理解し、利用者の人権や尊厳を傷つけないよう格段の注意を心掛けること。
 - ④介護等体験においては、受入れ施設の担当者の指示に従って体験すること。
 - ⑤やむを得ない事情により体験日に施設へ行けない等の場合は、直接施設に連絡するだけでなく、必ず教育学部学生支援チーム教職等担当（TEL：03-5841-3909、E-Mail：kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）にも連絡し指示を受けること。
 - ⑥施設によっては、健康診断書とは別に細菌検査結果書の提出を求められる場合がある。細菌検査は、保健センターで受けることができる（有料）ので、割り当てられた体験施設が細菌検査結果書の提出を求めている場合には、あらかじめ保健センターに相談すること。細菌検査は、検査を受けてから結果が出るまで時間がかかるため、余裕を持って早めに対応すること。
 - ⑦細菌検査結果書の提出を求められる施設の場合、指定日までに提出しないと介護等体験に参加できないので注意すること。
 - ⑧当然のことながら、介護等体験終了後は、感謝の意を込め、お世話になった方々へのお礼状を送付すること。
- ※介護等体験にかかる上記の日程については変更となる可能性もあるので、常に掲示・Web サイトを確認しておくこと。

【教育実習・介護等体験にかかる対応基準】

教育実習・介護等体験は、多くの学内外の方々のご協力により実施されるものである。訪れる場所はそれぞれの方の職場であり、プロフェッショナルの現場である。ついては、教育実習生・介護等体験生は、社会人としての常識ある振る舞いが求められ、教育実習校や介護等体験施設にご迷惑をお掛けすることは決して許されない。以下に、教育実習・介護等体験における手続き等に不備があった場合の本学の対応基準を具体的に挙げている。事前に熟読のうえ、これらの不備を生じさせることのないよう、社会人としての自覚と緊張感を持って、教育実習・介護等体験に臨みたい。

◆教育実習

	事象	取扱(原則)	取扱(例外)
事前準備	前年度の申込期日遅れ	教育実習を実施できない。	申込期日遅れにやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性がないと判断された場合には、教育実習を実施できない。
	事前指導の遅刻・欠席	教育実習を実施できない。	遅刻・欠席にやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性がないと判断された場合には、教育実習を実施できない。正当性があると判断された場合には、別途代替措置を講ずる。
	書類提出期日遅れ	教育実習を実施できない。	やむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性がないと判断された場合には、教育実習を実施できない。
	提出物不備(忘れ)		なお、提出不備により実習校に迷惑を掛けた場合は、理由書提出の有無にかかわらず、教育実習を実施できない。
実習当日	【母校・公立学校実習の場合】	実習校のご指導による。ただし、実習校から本学に、教育実習において実習校にご迷惑を掛けた等のご報告があった場合には、教育実習の単位が付与されない場合がある。	
	【附属中等教育学校の場合】 遅刻・欠席(事前連絡あり)	教育実習の単位が付与されない。	やむを得ない理由がある場合には、まず実習校と教育学部学生支援チームに事前連絡すること。追って、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 理由に正当性がないと判断された場合、事前の連絡が無い場合、指定日までに理由書の提出が無い場合には、教育実習の単位が付与されない。

◆介護等体験

	事象	取扱(原則)	取扱(例外)
事前準備	前年度の申込期日遅れ	介護等体験に参加できない。	申込期日遅れにやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性がないと判断された場合には、介護等体験に参加できない。
	前年度実施の介護等体験講習会遅刻・欠席	介護等体験に参加できない。	遅刻・欠席にやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性がないと判断された場合には、介護等体験に参加できない。正当性があると判断された場合には、別途代替措置を講ずる。
	体験日程決定後に、当該日程の都合がつかなくなった	介護等体験に参加できない。	都合がつかなくなったことについてやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。その後、本学より体験施設に日程変更について交渉するが、日程変更が可能かどうかは体験施設のご事情による。体験施設のご事情が許さない場合には、介護等体験に参加できない。
	書類提出期日遅れ	介護等体験に参加できない。	やむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性がないと判断された場合には、介護等体験に参加できない。 なお、細菌検査の結果提出遅れ等、提出不備により体験施設に迷惑を掛けた場合は、理由書提出の有無にかかわらず、介護等体験に参加できない。
	提出物不備(忘れ)		
介護等体験当日	遅刻・欠席	体験中止となる。	やむを得ない理由がある場合には、まず体験施設と教育学部学生支援チームに事前連絡すること。追って、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 理由に正当性がないと判断された場合、事前の連絡が無い場合、指定日までに理由書の提出が無い場合には、体験中止となる。 なお、理由に正当性があつた場合でも、体験施設の判断や体験日時等の事情により、体験中止となることがある。

＜教職実践演習＞

教職実践演習は、教職課程における「集大成」として位置づけられるものであり、教育職員免許状の取得に必要な科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために実施する。

(1) 履修対象者

- ①平成22年4月以降に入学した学部4年生。
- ②平成22年4月より前に学部に入学者で、平成25年3月までに「教職に関する科目」の「総合演習」を修得しなかった学部4年生。
- ③平成25年3月までに「教職に関する科目」の「総合演習」を修得しなかった大学院学生。

(2) 履修資格

- (ア) 指定された期間内に参加申込をしていること。
- (イ) 参加申込時点で本学に在籍していること。
- (ウ) 教職実践演習を履修する年度末までに、教育職員免許状の取得に必要な単位をすべて修得する見込みであること。ただし、一部の単位が未修得となる場合でも、その後の詳細な修得計画が立っていれば履修を認める場合がある。
- (エ) 教職実践演習を履修する年度末までに教育実習を終えていること。
- (オ) 授業開講時に在学していること。

(3) 履修申込方法

授業実施前年の5月中旬以降、授業実施年5月上旬の〆切日【2025年は5月9日（金）17時】までに、教育学部学生支援チーム Web サイトの「申込フォーム」より必要情報を登録すること。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアドレスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登録完了メールが送信されてこない場合は、アドレス間違い等のトラブルが想定されるので、教育学部学生支援チームまで申し出ること。なお、この申込を持って履修登録とし、学務システムによる履修登録は必要ない。

教育学部学生支援チーム Web サイト：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>

(4) 履修カルテの作成について

「履修カルテ」とは、それぞれの学生が教職関係科目を履修し始めた時点から作成を始め、自身の学習内容、理解度等を把握するためのものである。学部4年次以降に履修する「教職実践演習」においては、受講時にこの履修カルテの提出が必要となる。作成にあたっては、印刷して手書きするのではなく、電子ファイルのまま作成すること。

「教職実践演習」は、学生のこれまでの教職課程の履修歴を把握し、それを踏まえて教員が指導することを基本とする科目である。このため、教職実践演習の履修対象者で、教育職員免許状の取得を希望し、教職関係科目を履修している者は、所定様式による「履修カルテ」を必ず作成すること。「履修カルテ」の様式は、教育学部学生支援チームの Web サイトからダウンロードできる。

(5) 教職実践演習実施日程

第1回目の授業は、本郷キャンパスで2025年月日（金）5・6限となる予定である。以降の授業は、原則として金曜5・6限の実施を予定しているが、授業回によっては場所や曜日・開始時間が異なる場合があるので、注意すること。詳細は、第1回目の授業の際に説明する。

(6) 注意事項

- ①教職実践演習の目的をよく理解し、教職科目の履修状況や修得の見込みを各自で十分確認したうえで申込をすること。

②申込手続きを終えた後であっても、履修資格に該当しないと判断したときや、教職実践演習の履修者として不適格であると判断したときには、教職実践演習の履修を認めない場合がある。
※教職実践演習にかかる上記の日程については変更となる可能性もあるので、常に掲示・Web サイトを確認しておくこと。

＜学校体験活動＞（選択科目）

学校体験活動は、学校現場において就業体験を行い、教育実習・教員採用試験前に学校教育の実際を体験的に学ぶものである。

具体的には、授業実施の補助、学校行事や部活動への参加、事務作業の補助、放課後児童クラブや放課後教室及び土曜授業の補助等を、教育実習よりも長期間（ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定）にわたり体験する。

活動の期間や内容等により 1 単位のプログラム（「学校体験活動Ⅰ」）または 2 単位のプログラム（「学校体験活動Ⅰ」＋「学校体験活動Ⅱ」）に分類され、修得した単位は、中学校教諭の免許状では 2 単位まで、高等学校教諭の免許状では 1 単位まで教育実習の単位に代えることができる。（なお、余剰単位は「大学が独自に設定する科目」の単位に含めることができる。）

学校体験活動は、本学及び受入校における事前指導への出席、学校体験活動の実施、毎回の活動後の自己評価シートの提出、事後指導への出席及び年度末の報告会への出席をもって、単位修得の要件とする。

（1）学校体験活動にかかる手続き等の流れ

後掲「一種免許状取得までの一般的な流れ」を参照すること。

（2）参加学年

学部後期課程 3 年以上及び大学院の学生。

（3）参加資格

以下の 4 つの要件を満たすこと。

（ア）参加申込時点で本学に在籍していること。

（イ）実施年度（セメスター）の所定の期限までに参加申込を行い、選考に合格していること。

（ウ）教育実習の実施に先だって学校体験活動の履修を開始すること。

（エ）実施年度の指定された期間に必要な書類を提出し、実施時点で在学しており、かつ、実施する時点までに教育職員免許法上の認定科目「教育の基礎的理解に関する科目」のうち下記の※ 1～4 の区分から 2 区分以上に跨って 4 単位以上修得済であること。

（要件を満たしている例：「教師論Ⅰ」「教育課程Ⅱ」を修得済）

※ 1 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

※ 2 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）

※ 3 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

※ 4 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

（4）履修登録方法

実施年度の所定の期間に教育学部学生支援チーム Web サイトの「申込フォーム」より必要情報を登録すること。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアドレスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登録完了メールが届か

ない場合は、アドレス間違い等のトラブルが想定されるので、教育学部学生支援チームまで申し出ること。
この申込を持って履修登録とし、学務システムによる履修登録は必要ない。

なお、学校体験活動参加にあたって、持病・障害等のため合理的配慮が必要となる場合は、申込時に教育学部学生支援チームまで相談すること。

教育学部学生支援チーム Web サイト：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>

(5) 2025年度学校体験活動実施日程（予定）

①参加申込 ※プログラム毎に募集人数が設定されているため、申込者多数の場合は選考を行う。

S セメスター：2025年4月上旬～4月11日（金）17時

A セメスター：2025年7月下旬～8月中旬頃

②事前指導

S セメスター：2025年5月中旬以降【於：本郷キャンパス及び受入校】

A セメスター：2025年9月中旬以降【 ” 】

③「調査票」の提出

調査票（様式は教育学部学生支援チーム Web サイトからダウンロード、要顔写真）を作成し、所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること【提出期間については別途通知】。調査票は、本学より受入校へ送付する。

④健康診断

※検査項目…身体計測、胸部X線、問診・血圧

詳細については、別途案内する。

⑤学校体験活動に対応した保険「学研災付帯賠償責任保険（Bコース）」への加入（所属部局窓口）

学校体験活動実施年度、活動開始2週間前までに所属部局窓口にて加入手続きを行う。

※加入には保険料210円が必要となる（保険料は改定される場合がある）。

⑥学校体験活動

活動期間・日程については、受入校の指示に従うこと。

活動期間は、概ね2025年6月上旬～1月下旬までの間。

毎回の活動後、1週間以内に自己評価シートを PDF ファイル形式で教育学部学生支援チーム教職等担当（kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）へ電子メールにより提出すること。

⑦事後指導

活動終了後、本学の担当教員、受入校の担当教諭、実習生により、活動内容に関する報告や振り返り等を行う。また、今後の履修計画と教育実習への参加見通しを確認し目標設定を行う。

(6) 注意事項

①学校体験活動は、受入校の協力のもとに行われるものである。安易に辞退等をするものがないよう参加計画を綿密に立て、教職に対する関心や意欲を各自で十分に確認のうえ申込を行うこと。

②取得を希望する免許状の学校種により、教育実習の単位に代えることができる単位数の上限が異なるので注意すること。

（i）中学校教諭一種免許状……2単位（「学校体験活動Ⅰ」及び「学校体験活動Ⅱ」）

（ii）高等学校教諭一種免許状……1単位（「学校体験活動Ⅰ」のみ）

③学校体験活動への参加決定後、受け入れに関する正式な依頼文書を、本学教育学部長名で各受入校長あてに、成績報告票・出勤簿・健康診断結果などの必要書類と共に、本学より送付する。

④学校体験活動の単位を修得するためには、本学及び受入校における事前指導への出席、学校体験活動の実施、毎回の活動後の自己評価シートの提出（実施後1週間以内）、事後指導への出席、年度末の報告会への出席が全て必要となる。

⑤当然のことながら、学校体験活動後は、感謝の意を込め、お世話になった方々へのお礼状を送付すること。

※学校体験活動にかかる上記の日程については変更となる可能性もあるので、常に掲示・Web サイトを確認しておくこと。

5. 免許状授与・申請手続等について

(1) 授与・申請手続きについて

免許状の授与を受けようとする者は、住所地の都道府県教育委員会に申請することとなる。本学の申請方法には、本学が在学生の免許状を一括して東京都に申請する「一括申請」（年度末3月の卒業（修了）時に交付）と、学生個人が住所地の都道府県教育委員会に直接申請する「個人申請」がある。

【一括申請】

年度末3月の卒業（修了）時に免許状の授与を希望する場合には、東京都教育委員会に対して、本学を通して免許状授与の申請をすることができ、これを「教育職員免許状大学一括申請」という。申込受付は例年7月頃、所属学部・研究科等の教務担当係で行われるので、掲示・Web サイト等を確認しておくこと。

ただし、「教育職員免許状大学一括申請」には、申請資格要件があるため、申請の可否や手続き期間等も含めた詳細については、事前に所属学部・研究科等の教務担当係に問合わせて確認すること。

「教育職員免許状大学一括申請」を行った者は、所定の手続きを不備なく行い、東京都教育委員会の審査に合格した場合に、3月の卒業（修了）日以降に所属学部・研究科等において免許状が交付される。

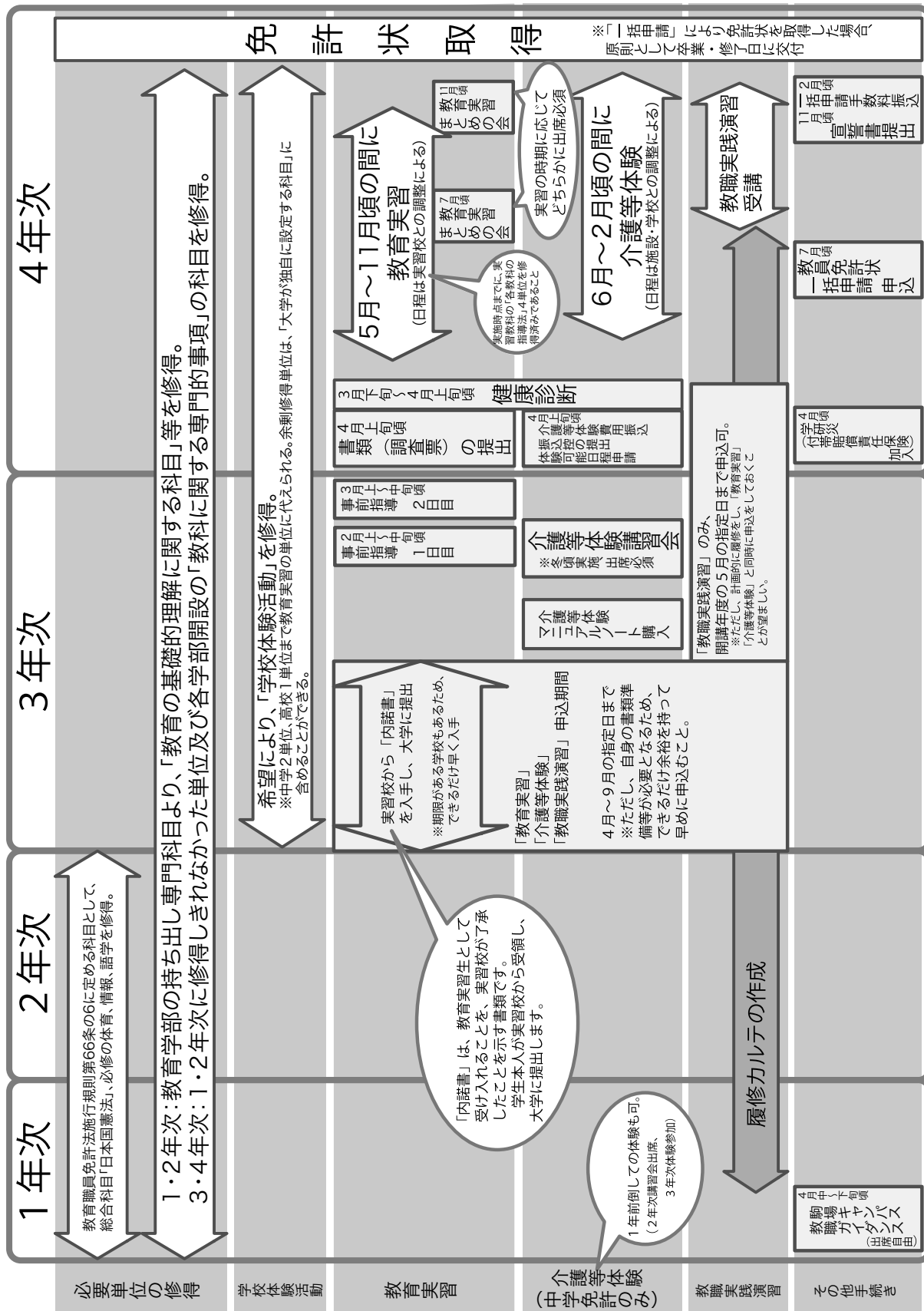
【個人申請】

学生個人が、住所地の都道府県教育委員会に直接申請をする。申請の手続きは、都道府県教育委員会によって異なり、免許状の交付までに時間がかかることや、受付停止期間を設けている場合も多いので、事前に関係する Web サイトを確認、また、教育委員会の担当窓口へ相談するなどし、十分に確認しておくこと。

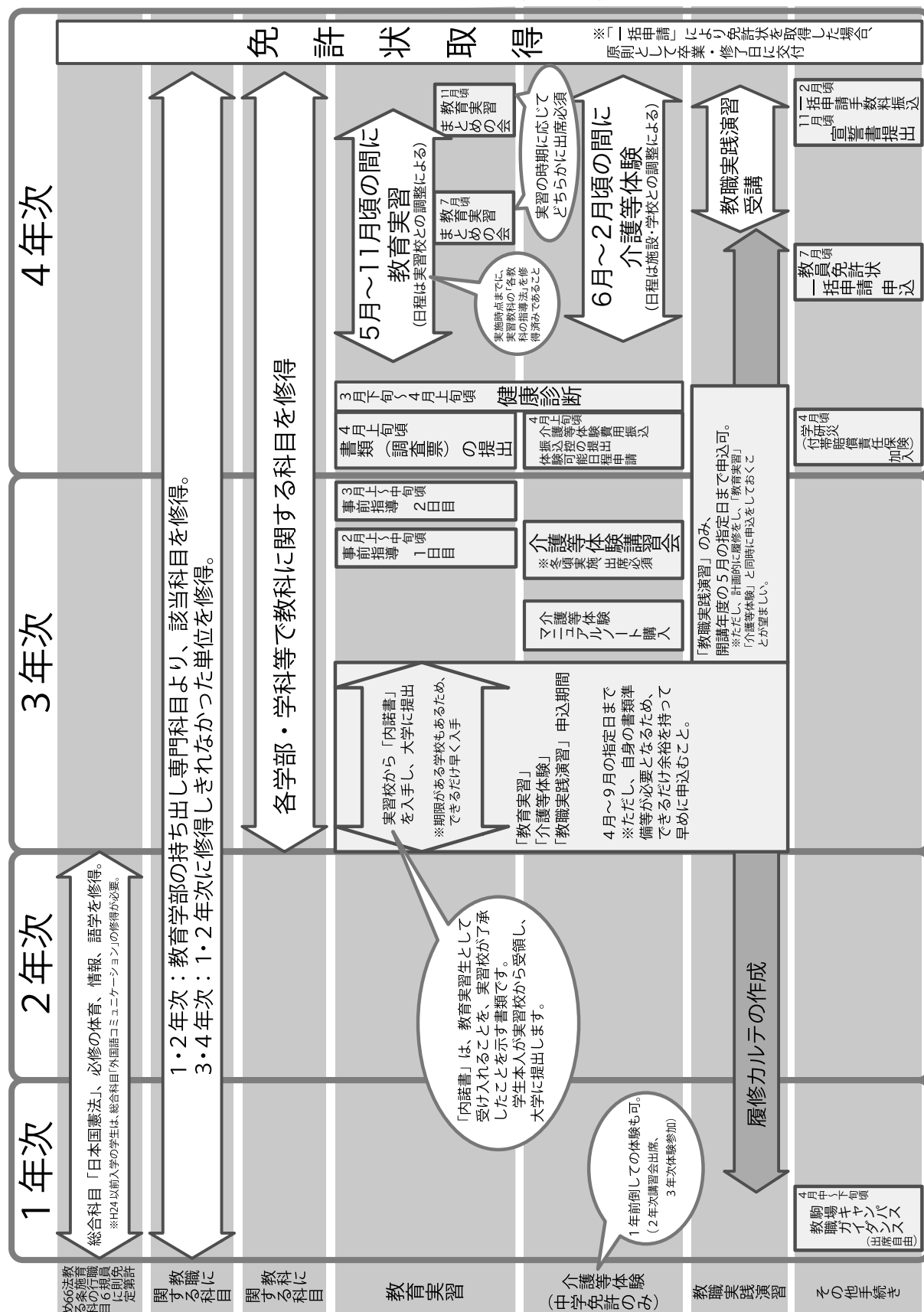
(2) 証明書について

免許状の授与を受けようとするにあたって、「学力に関する証明書」（教免法上の認定科目の修得状況等を証明する書類）の発行を各部局の担当係に依頼する必要がある。部局や発行時期により、証明書の発行まで時間がかかる場合があるため、あらかじめ確認しておくこと。また、他大学等で教育職員免許状にかかる単位を修得している場合は、あらかじめ当該大学等において「学力に関する証明書」を取得しておくことが望ましい。

6-1. 一種免許状取得までの一般的な流れ(新課程)



6-2. 一種免許状取得までの一般的な流れ(旧課程)



7. 教育職員免許状関係Q&A

【① 免許状の取得・申請】

Q①-1：東京大学で取得できる免許状の種類を教えてください。

A①-1：詳細については、「◆教育職員免許関連規則」の頁「(1) 東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」の別表第1（学部）、別表第2（大学院）をご覧ください。

Q①-2：所属学部・研究科等で取得できない教科の免許状を取得することは可能ですか。

A①-2：可能です。他学部・他研究科等の教職科目を他学部・他研究科履修し、教育職員免許法施行規則第4条及び第5条において定められた最低修得単位数を満たした場合、可能となります。ただし、この場合、所属学部・研究科等のカリキュラムとは別に、単位を修得する必要があります。

Q①-3：他大学で修得した単位と、東京大学で修得した単位を合わせて免許状を取得することはできますか。また、一括申請の対象となりますか。

A①-3：他大学で修得した単位と、東京大学で修得した単位を合算し、免許状を取得することは可能です。ただし、免許状申請にあたっては、出身大学が発行する「学力に関する証明書」が必要となります。また、一括申請の対象となりえますが、大学（特に東京都以外の大学）によっては対象外になる可能性があります。詳細については、所属学部・研究科等の教務担当窓口にお問合わせください。

Q①-4：一括申請の場合、免許状はいつ交付されますか。

A①-4：一括申請の場合、原則として卒業・修了日に交付されます。

Q①-5：修士（博士）の学生ですが、一種免許状を取得希望です。一種免許状を取得するための単位を全て修得していますが、一括申請の対象になりますか。

A①-5：原則として、一括申請をする年度の年度末に所要資格を満たす場合は、対象となります。ただし、学生の単位修得状況により認められない場合もあるため、詳細については所属学部・研究科等の教務担当窓口にお問合わせください。

Q①-6：教員免許状を取得するために個人申請をする際は、どこの都道府県教育委員会で申請しても良いですか。

A①-6：住所地の都道府県教育委員会又は、教員として勤務する都道府県教育委員会で申請することになります。

【② 各種手続】

Q②-1：教員免許状を取得するには、どのくらいの費用がかかりますか。

A②-1：取得にかかる費用は、次のとおりです（本便覧発行現在。今後変更となる場合あり）。

（ア）履修関係にかかる費用（中学校一種免許状取得の場合）

- ① 「社会福祉施設における介護等体験料」：〔 1日2,200円×5日分=11,000円 〕
- ② 「介護等体験マニュアルノート—社会福祉施設—」：〔 1,100円 〕
- ③ 「介護等体験に対応した保険「学研災付帯賠償責任保険（Bコース）」」：〔 210円 〕
- ④ 介護等体験で細菌検査結果書の提出が必要となる場合は、その検査費用：〔 1,000円程度 〕
- ⑤ 教育実習参加にあたり実習校へ実習費等の支払いが必要となる場合は、その費用：〔金額は実習校により異なる。〕

（イ）免許状申請にかかる費用（令和6年度現在、東京都の場合）

〔 3,300円（一免許状につき。例えば、中高英語の免許状を申請する場合、免許状は2枚となるので、3,300円×2=6,600円となります。） 〕

※ 教育実習及び介護等体験における、学校までの交通費及び校外学習等の実費等は、自己負担となります。

【③ 単位・履修】

Q③-1：(一種・専修) 新課程における「大学が独自に設定する科目」、旧課程における「教科又は教職に関する科目」とは、どのような科目が該当し、どのように必要な単位を満たせばよいですか。

A③-1：一種免許では、新課程における「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」、旧課程における「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の必要修得単位数を超えて修得した単位をそれぞれ「大学が独自に設定する科目」、「教科又は教職に関する科目」として充てることができます。また、「大学が独自に設定する科目」「教科又は教職に関する科目」としてのみ認定されている科目もあり、その科目の修得単位も充てることができます。専修免許では、専修免許の科目として認定されている科目から24単位以上を修得してください。

Q③-2：(一種) 学部後期課程(修士課程・博士課程)の学生ですが、教養学部前期課程開設の科目の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を履修することができますか。

A③-2：教養学部前期課程開設科目は、教養学部前期課程所属の学生以外は履修できません。当該科目を修得していない場合には、所属学部・研究科等の教務担当窓口にご相談ください。

Q③-3：(一種) 修士課程(博士課程)の学生ですが、駒場キャンパスで開講されている教職に関する科目を履修することができますか。

A③-3：上記は、教育学部開設の科目であり、履修することが可能です。

Q③-4：(一種)「各教科の指導法」について、ある教科の「各教科の指導法」が別の教科の「教科又は教職に関する科目」(旧課程)「大学が独自に設定する科目」(新課程)の単位として認められますか。例えば、「国語科」の指導法は、「数学科」の「教科又は教職に関する科目」(「大学が独自に設定する科目」(新課程))の単位として認められますか。

A③-4：別教科の単位は、認められません。

Q③-5：(一種) 現在、教養学部前期課程に在籍していますが、教職科目は履修できますか。

A③-5：前期課程に在籍している学生が履修できる教職科目については、新課程では表3及び表4-1、旧課程では表8及び表9の「前期課程学生履修」の欄を参照してください。また、新課程の「教科に関する専門的事項」、旧課程の「教科に関する科目」は、進学選択決定後(2年A semester)から履修することになります。

Q③-6：(一種) 基礎科目の「日本国憲法」を教養学部前期課程に在籍していた時に修得していませんが、今後どのような修得方法がありますか。

A③-6：(一種) 法学部で6単位分(「憲法(6単位：駒場キャンパスで開講)」)を履修することになります。この方法で取得することが難しい場合は、教育学部学生支援チームにご相談ください。

Q③-7：(一種) 複数の教科の免許を取得する場合、教科ごとに「教科に関する科目」(旧課程)「教科に関する専門的事項」(新課程)を修得することと思います。一方、「教職に関する科目」(「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」以外(新課程))についても、取得する教科ごとに全てを修得する必要がありますか。

A③-7：「各教科の指導法」以外の科目については、取得する教科の数に合わせて複数回修得する必要はありません。1度修得したものが、本学で認定を受けている学校種の教科の免許取得に有効です。

Q③-8：(一種・専修) 教職科目は、卒業・修了に必要な単位に含まれますか。

A③-8：卒業・修了に必要な単位については、各学部・研究科等によって異なります。詳しくは、所属学部・研究科等の教務担当窓口にお問合わせください。

Q③-9：【旧課程】(一種)「教職に関する科目」の「教育課程及び指導法に関する科目」について、中学校免許の最低必修単位が12単位となっていますが、各区分の単位をすべて修得すると10単位となります。残りの2単位はどこから取ればよいのでしょうか。

A③-9：5つの区分のうちいずれかを2単位余分に修得し、合計12単位として下さい。

Q③-10：平成31年度から大学院に入学し、新課程が適用されることになりましたが、これまで修得した教職に関する科目や教科に関する科目の単位は有効でしょうか。

A③-10：これまで修得した単位は有効です。ただし、新課程で新たに設置された科目（「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別支援教育総論」）があり、修得が必要です。「各教科の指導法」については、必要単位数が増加し、中学一種免許では8単位、高校一種免許では4単位の修得が必要です。また、「各教科教育法（基礎）」「各教科教育法（実践）」が開講される教科（国語、社会、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、英語）については、中学一種免許では基礎2単位と実践6単位（中学校社会科についてはこれによらず、地理歴史分野の「基礎」2単位と「実践」2単位、公民分野の「基礎」2単位と「実践」2単位の合計8単位）、高校一種免許では基礎2単位と実践2単位の修得が必要です。なお、旧課程において修得した「各教科の指導法」の科目は、当該教科の新課程「各教科教育法（基礎）」もしくは「各教科教育法（実践）」に読み替えることができます。（前掲の2.（3）「旧課程で修得した科目の新課程における認定」を参照してください。）

Q③-11：令和2年度入学者です。「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みですが、令和4年度から変更となった事項「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」教育の方法及び技術「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」はさらに修得する必要がありますか。

A③-11：令和3年度までの事項「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、令和4年度より「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されましたが、経過措置により、令和3年度までに修得した「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とみなされます。

また、令和3年度までの事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、令和4年度より「教育の方法及び技術」に変更され、新たに、事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が加わりました。「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は令和4年度以降入学の学部生及び令和4年度以降に新たに科目等履修生となった者（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）に適用されます。令和3年度以前の入学者は、以下①②に該当する場合、経過措置により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得すれば、改正後の「教育の方法及び技術」および「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の両方の科目を修得したとみなすことができるので、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を新たに修得する必要はありません。また、修得をしても免許状取得の必要単位には算入されません。

① 令和4年3月31日時点で在学している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得する者。ここで言う「在学している者」には、科目等履修生（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）として在籍する場合も含まれる。この場合、大学院の修了の時期に関わらず、令和3年度を起点として教職課程を修了するまで年度毎の教職課程科目の継続した履修が必要。

② 令和4年3月31日時点で、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得した者。

Q③-12：大学院での教職科目として認定されている授業科目は、一種免許の単位として認められますか。

A③-12：認められません。一種免許の課程は学部、専修免許の課程は修士課程にそれぞれ設置されており、大学院の教職科目として認定されている授業科目は専修免許取得のための単位としてのみ有効です。ただし、大学院生が、一種免許の取得のために、学部科目を他学部履修することは可能です。

【④ 教育実習】

Q④-1：高等学校一種免許状取得のため、教育実習Ⅰ（2週間3単位）の教育実習を行いました。中学の免許も取得することにしました。改めて教育実習Ⅱ（3～4週間5単位）を取得する必要がありますか。

A④-1：教育実習Ⅱ（3～4週間5単位）の教育実習を取得する必要はありません。再度、教育実習Ⅰ（2週間3単位）を取得することで足ります。

Q④-2：中学校（高校）教員志望ですが、教育実習は高校（中学）に行っても問題ありませんか。

A④-2：問題はありませんが、免許状取得にあたっては、可能な限り志望する学校種で実習を行うことが望ましいです。

Q④-3：既に、ある教科で本学における教育実習を修得しています。本学で認定を受けている別の教科で免許状を取得する際に、その教育実習の単位は認められますか。

A④-3：認められます。参考として、上記 Q③-7 も併せてご覧ください。

Q④-4：教育実習の参加資格のひとつに、実施する時点までに、実習を行う教科にかかる「各教科の指導法」を修得済（旧課程：2単位、新課程：4単位）であることとありますが、実習を行う教科と別の教科の「各教科の指導法」の単位修得により教育実習を実施することはできますか。

A④-4：できません。必ず教育実習を実施する教科の「各教科の指導法」を修得してください。なお、「社会科の指導法」としての認定には、地理歴史分野と公民分野の両方の修得が必要となりますので、「社会科・地理歴史科教育法」及び「社会科・公民科教育法」の両方を修得してください（平成30年以前開講の「社会科教育法」を修得済の者を除く）。

Q④-5：教育実習を行う年度に、休学（留学）することになりました。単位は付与されますか。

A④-5：教育実習の参加資格に、「・・・実施する時点で在学しており、・・・」とあるため、少なくとも教育実習を実施する期間中は在学していなければなりません。また、単位が付与されるには、単位が付与される際に在学している必要があります（休学期間中に単位は付与されません）。

Q④-6：教育実習中に欠席せざるをえない授業の扱いはどうなりますか。

A④-6：個別に、授業担当教員に相談してください。また、所属学部・研究科等の教務担当窓口において「教育実習期間証明書」を発行することができるので、必要に応じて申請してください。

Q④-7：教育実習を行いました、S1S2タームの成績表に表記されていません。

A④-7：教育実習は、教育実習実施年度の年度末に単位が付与されます。

Q④-8：教育実習の実習校は、どのように決まるのでしょうか。

A④-8：実習校は、学生の希望により、主に母校、東京大学教育学部附属中等教育学校、東京都立学校のいずれかとなります。学校によりそれぞれ手続方法が異なるため、「4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について」頁の「＜教育実習＞(5) 実習校への参加申込方法」を参照してください。

Q④-9：「教育実習事前指導」や教育実習の「まとめの会」に出席できませんが、教育実習を行うことはできますか。

A④-9：できません。

Q④-10：教育実習を申し込みましたが、辞退したいです。

A④-10：安易な気持ちでの申込や辞退は基本的には認められませんが、諸事情によりやむなく辞退をする場合は、所属学部・研究科等の教務担当窓口にご相談ください。

【⑤ 介護等体験】

Q⑤-1：介護等体験は、高等学校一種免許状取得には必要となりますか。

A⑤-1：必要ありません。小学校一種免許状と中学校一種免許状取得の際には必要となります。ただし、近年は、教員採用において中学、高校両方の免許状取得を求められることが増えてきているので、出来る限り中学高校両方の免許状を取得しておくことが望ましいといえます。

Q⑤-2：介護等体験中に欠席となる授業の扱いはどうなりますか。

A⑤-2：個別に、授業担当教員に相談してください。その際に、所属学部・研究科等の教務担当窓口において、「介護等体験期間証明書」を発行することができるので、必要があれば申請してください。

Q⑤-3：介護等体験における2日間と5日間の介護等体験先の違いは何ですか。

A⑤-3：2日間の方は、東京都が運営している特別支援学校における体験となります。5日間の方は東京都社会福祉協議会の福祉施設（老人ホームや障害者支援施設など）における体験となります。

Q⑤-4：介護等体験の日程が決定した後、日程の変更はできますか。

A⑤-4：原則として、日程の変更はできません。

Q⑤-5: 介護等体験(2日間・5日間)が終了した後、それぞれの体験先に押印していただいた「介護等体験証明書」はどうすれば良いですか。

A⑤-5: 2日間・5日間の介護等体験が全て終了した後、所属学部・研究科等の教務担当係の窓口で写しをご提出ください。原本は各自で大切に保管してください。免許状を申請する際に必要となります。なお、施設による証明書の再発行は行っておりませんので、絶対に紛失しないでください。

Q⑤-6: 介護等体験を行う年度に、休学(留学)することになりました。体験は可能ですか。

A⑤-6: 介護等体験を実施する時点で在学していれば、可能です。あらかじめ、体験可能期間について学生に申し出てもらい、体験日程の調整を行っています。ただし、体験施設の都合により、必ずしも希望が通るとは限りませんので、ご承知おきください。

Q⑤-7: 「介護等体験講習会」に出席できませんが、介護等体験に参加できますか。

A⑤-7: 「介護等体験講習会」は参加必須のため、欠席した場合は、介護等体験に参加できません。

Q⑤-8: 介護等体験を申し込みましたが、辞退したいです。

A⑤-8: 介護等体験は、準備の段階から学外の施設の方が関係しているため、途中で辞退をすると、多くの人に多大な迷惑を掛けることになります。そのため、安易な気持ちでの申込や辞退は認められません。しかし、やむをえない事情により辞退をする場合は、所属学部・研究科等の教務担当窓口にご相談ください。

【⑥ 教職実践演習】

Q⑥-1: 教職実践演習を履修する年度に、休学(留学)することになりました。単位は付与されますか。

A⑥-1: 教職実践演習の参加資格に、「授業開講時に在学していること。」とあるため、授業開講時に在学していなければ、単位は付与されません。休学(留学)が授業と重複しなければ、修得可能ですが、単位が付与されるには、単位が付与される際に在学している必要があります(休学期間中に単位は付与されません)。

Q⑥-2: 教職実践演習の詳細について教えてください。

A⑥-2: 学務システム(UTAS)のシラバスをご参照ください。

Q⑥-3: 年度末までに、教育職員免許状の取得に必要な単位をすべて修得する見込みがありませんが、教職実践演習を受講できますか。

A⑥-3: 教職実践演習は、教職課程における「集大成」として位置づけられるものであるため、原則として受講できません。詳細については、「4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について」頁の「<教職実践演習> (2)履修資格」をご参照ください。

Q⑥-4: 教職実践演習を申し込みましたが、辞退したいです。

A⑥-4: 安易な気持ちでの申込や辞退は基本的には認められませんが、諸事情によりやむなく辞退をする場合は、所属学部・研究科等の教務担当窓口にお申し出ください。

【⑦平成31年4月1日施行の教育職員免許法の適用範囲】

Q⑦-1: 平成31年4月1日より教育職員免許法及び同施行規則が施行されましたが、新課程が適用されるのは、何年度入学者からですか。

A⑦-1: 新課程は、平成31年度以降に学部または大学院に新たに入学した者に適用されます。なお、学部から大学院に間を置かずに進学した場合も、新たに入学した者と見なされます。

Q⑦-2: 平成31年4月1日以降で旧課程が適用されるのは、どのような場合ですか。

A⑦-2: 以下に示す、新課程適用チェック表を活用してください。

●新課程適用チェック表

<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/wp/wp-content/uploads/2024/01/checksheet.pdf>

8. 2025(令和7)年度「教科に関する専門的事項」として認定される科目について

2025(令和7)年度に開講される「日本史学特殊講義」「東洋史学特殊講義」「西洋史学特殊講義」のうち、「教科に関する専門的事項」として認定される開講科目名は下表のとおりである。

下表に記載のない類似名称科目は修得しても「教科に関する専門的事項」として認定されないので注意すること。

認定科目名	開講科目名
日本史学 特殊講義	日本史学特殊講義Ⅰ
	日本史学特殊講義Ⅱ
	日本史学特殊講義Ⅲ
	日本史学特殊講義Ⅳ
	日本史学特殊講義Ⅴ
	日本史学特殊講義Ⅵ
	日本史学特殊講義Ⅶ
東洋史学 特殊講義	東洋史学特殊講義Ⅰ
	東洋史学特殊講義Ⅱ
	東洋史学特殊講義Ⅲ
	東洋史学特殊講義Ⅶ

認定科目名	開講科目名
西洋史学 特殊講義	西洋史学特殊講義Ⅰ
	西洋史学特殊講義Ⅱ
	西洋史学特殊講義Ⅲ
	西洋史学特殊講義Ⅳ
	西洋史学特殊講義Ⅴ
	西洋史学特殊講義Ⅵ
	西洋史学特殊講義Ⅶ
	西洋史学特殊講義Ⅷ
	西洋史学特殊講義Ⅸ
	西洋史学特殊講義Ⅹ
	西洋史学特殊講義Ⅺ
	西洋史学特殊講義ⅩⅤ